

第 4 1 回議会運営委員会記録

令和 7 年 1 月 1 7 日

【開催日】 令和7年1月17日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後4時5分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	中岡英二
委員	大井淳一朗	委員	笹木慶之

【欠席委員】

委員	伊場勇		
----	-----	--	--

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	藤岡修美	議員	矢田松夫
議員	山田伸幸	議員	吉永美子

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	局次長	中村潤之介
議事係長	岡田靖仁	議事係書記	末岡直樹

【審査内容】

- 1 議会基本条例改正の必要性等について
- 2 その他

午前9時 開会

宮本政志委員長 おはようございます。ただいまから、第41回議会運営委員会を開催したいと思います。本日は創政会の伊場委員から欠席連絡が入っておりますので、創政会の藤岡議員が代理出席し、それから、吉永議員と矢田議員が委員外議員として御出席されますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、どうぞお席にお着きください。

（藤岡修美議員、吉永美子議員、矢田松夫議員 着席）

宮本政志委員長　それでは、本日の付議事項１点目、議会基本条例改正の必要性等についてに入ります。前回までで検証は終わっております。この検証を踏まえて、付議事項にも書いてありますように、本日は改正の必要性等を検討すると。つまり、改正する箇所の抽出を、前文から扱っていきたいと思います。それぞれの会派、政党会派、矢田議員のほうで、その改正箇所の抽出について御意見があれば、どんどん言っていただきたいと思います。それでは、早速入ります。まず、前文について御意見があればお願いします。内容そのものをこういうふうに変更したほうがいいのかという御意見があれば、根拠も含めて説明していただきたいと思います。文言等の修正に関しても、改正の抽出ですから、当然言っていて結構です。それも踏まえて、皆さん、御意見等はございますか。

大井淳一郎委員　前文につきましてはこの委員会の中で出ていたところでは、前文の３行目です。「そのような時代にあって、市民による厳粛な信託によって選ばれた市長と議会が」ということで、これは議会基本条例ですので、議会と市長の順番を変えたらどうかという意見があったと思います。そこが改正に絡んでくるのではないかと思います。上も下もないんですけども、これは議会の基本となる条例ですので、議会を先に持っていくということについては賛成したいと思います。

宮本政志委員長　皆さん、これまでの検証の委員会記録、第３５回、第３６回、第３７回の記録には目を通しておられると思います。今のことは創政会から御意見が出るかと思いましたが、大井委員から出ましたね。ありがとうございます。前文の検証のときの委員会運営では、私のミスが少しございました。今、大井委員が言われた「市長と議会」この文言の前後を変えたほうがいいんじゃないかという御意見について、皆さん、いかがですか。

笹木慶之委員　私も前回の委員会で申し上げたように、そもそもの考え方の中

で、あえてということもありましたが、やはり今回のこの条例の趣旨から考えれば、議会を中心とした考え方のほうがよりいいのではないかと
いうことで、先ほどあったように「議員によって構成される議会と市長」
という形の中で表現していくという方向性でどうだろうかと思っております。

中岡英二副委員長 創政会として前回の会議でも言いましたけど、この前文に
関しては、内容に関しては変える必要はないと思います。しかし、先ほ
ど出たとおり、この条例自体が、「議会の最も尊重すべき規範である山
陽小野田市議会基本条例」とありますので、この「市長と議会が」とい
うところは、「議員によって構成される議会と市長が」と議会を前に持
ってきたほうがいいのではないかと思います。

吉永美子議員 議会基本条例を制定するときのメンバーをしていて、市長と議
会のどっちが先かという議論をした記憶はないです。案として出ている
順番については全く異論はないし、議会が先であっても全くおかしくな
いと思います。改正に賛成ということです。解説の部分も併せて議論す
るんですか。

宮本政志委員長 逐条解説のことですか。

吉永美子議員 市民に分かりやすいように解説がついた部分がありますよね。
それも併せてやるということでしょうか。

宮本政志委員長 逐条解説は今後やっていきます。今日は、先ほど言いました
ように、基本条例の改正点の抽出を行います。そして、次回の議会運営
委員会のときに、議長に御相談した上で改正案を提出します。冒頭に説
明すればよかったですね。3月定例会でこの改正案を議案として議決す
る必要がございます。それによって改正議会基本条例が出来上がります。
その出来上がった基本条例を基に逐条解説をつくっていきます。そうで

ないと、逐条解説の議論をしても、また内容が変わってくる可能性があります。ですから、今日は逐条解説を扱いません。そうしますと、前文に関しては、先ほど大井委員が冒頭で言われましたように、3行目、市長と議会がというところに関しては、議会を先にして、その後に市長と続いていくことではよろしいですね。そのほか、前文について何かございますか。

矢田松夫議員 このときに私は出席していなかったけれど、議事録を見てみますと議論になっていないところです。「市民福祉の増進と市勢の発展を目指すために」ということの「市勢」が「勢い」になっているんですよ。私は「政策」の「政」にすべきではないかと思います。個人的な意見ですが、どうですか。この前、津山市議会に行ったんですが、津山市議会では「政治」の「政」になっていたんです。

宮本政志委員長 先ほど言いましたように、私の委員会の進め方が悪くて、検証のときに中身にちょっと入ってしまったんです。そのときに共産党市議団からは、地方自治法の文言に合わせてどうこうという御意見もありました。矢田議員が言われるように、「市勢」には「勢い」という漢字が使われているので、これを「政治」の「政」に訂正したほうがいいということですか。

矢田松夫議員 議会基本条例というところでいくなれば、できれば、「政治」、「政策」の政。これがもっともな言葉、軸ではないかと。大きな意味があるか、ないかは別にして、そう思うんです。ずっとこれで来たから別に支障はなかったと思うんですが、本来なら目指すところはそこじゃないかと思うんです。

宮本政志委員長 ここは議会基本条例を制定するときに誤字があったわけじゃないですね。

大井淳一郎委員 調べてみると、「勢い」の「市勢」はあるんですよ。「市全般の人口産業経済の動向や発展」ということで、政治にかかわらず、もっと広く含めたものでございます。私たちの議会基本条例は、政治を行うところではあるんですけども、究極な目的は市民福祉、先ほど述べました産業とか経済とかのもっと広い意味でありますので、恐らく当時の制定委員会もこの「勢い」の字を使ったと思うんですよ。ですので、私はこのままでいいとは思っています。

宮本政志委員長 今、大井委員からそういった御意見が出ていますが、ほかの委員の方はどうですか。

笹木慶之委員 私も瞬間的に迷ったんですが、よくよく考えてみたときに、やはりこれは「市勢の発展」、「勢い」のほうの「市勢」を使うほうが適切だろうと思います。

吉永美子議員 調べてみると、横浜市議会が出しておられるのは、「市の政治ではなく、市の勢いという用語を用いているのは、より広い意味で市の発展に寄与するという議会の決意を規定していることによるものです。」と解説があるんですよ。だから、広いということを考えると、市の「勢い」でいいのかもしれない。

宮本政志委員長 そうしますと、この改正の抽出に関しては、矢田委員から政治の「政」というのも一つの案じゃないかという意見は出ましたけども、皆さんの御意見をお聞きすると、このままでいいというふうに受け止められるんですけど、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）前文についての御意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは続きまして、第1条に入ります。読み上げませんが、第1条について改正の抽出等の御意見がございましたら、挙手をお願いします。

中岡英二副委員長 創政会からは、この2行目です。「責任を果たすことによ

り真の地方自治を実現し、市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与することを目的とする」とありますが、これはやはり市民の幸せと豊かなまちづくりを強調する文言なので、「実現し、もって」というふうに強調したほうがいいんじゃないかと思います。「もって」を入れていただきたいと思います。

宮本政志委員長 これは検証のときにも創政会から出ていますね。委員会記録からいくと、至誠一心会の笹木委員も同じことをおっしゃっていましたね。

笹木慶之委員 前回のときに申し上げたことなんですが、第1条の「もって」という文言については別にいいんじゃないかという思いもあったんだけど、この辺の考え方を少し整理してみると、「基本条例の目的は」となっているのを「に基づき」という形で表現してもと思いましたが、それを調べて考えるときに、強いて言うならば、「もって市民の幸せ」という形の表現でよろしいだろうと最終的には判断しました。

宮本政志委員長 中岡副委員長と同じ御意見ですね。そのほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですね。それでは、これは「もって」という文言を入れるという形で改正の抽出をしますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほか、第1条に関してございますか。実は、共産党市議団から地方自治法第1条の2の中の文言との整合性についての御意見があったんですけど、今日はいらっしゃらないし、この点については抽出のしようがないので、そのほかがなければ第2条に入りますけど、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは第2条に入りましょう。第2条について御意見等はございますか。

中岡英二副委員長 創政会としては第2条第1号です。「公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指す」とありますが、ある程度この公正性、透明性は今の議会において実現されているんじゃないかというこ

とがありましたので、「確保し、より市民に開かれた議会であること」と。「目指す」ではなくて、「あること」と断定しています。同じく、第４号でも、最後に「信頼される議会を目指すこと」とありますが、「信頼される議会である」とすると。現時点ではそういう考えをしております。

宮本政志委員長　今、中岡副委員長から第１号、第４号に関して目指すという部分を「であること」に締めくくったほうがいいのではないかということで、創政会から抽出箇所の案が出ましたね。これについては、至誠一心会の笹木委員は、「目指す」という文言よりも「努める」というほうにという変え方もどうかということで議論していきたいと議会運営委員会の中でおっしゃっているので、それも踏まえて、中岡委員が言われた第１号と第４号の「目指す」を「であること」に変えたらどうかということについて、至誠一心会の御意見をお聞きしたいです。

笹木慶之委員　今の点について、我々の会派の中では第１号の「目指す」が削除されているが、しかし、それを「努める」に変えてはどうかという形を検討したわけです。これについては紋切り調で言い切るものではなく、「目指す」という形のほうがよりいいんじゃないかなという思いがありました。少し気になるころではありますが、もう一度議論していただきたいなと思っています。

宮本政志委員長　簡潔に言ってください。以前、「努めること」ということも言ったけど、今おっしゃったのは「目指す」のままでいいじゃないかということですよね。今、第１号のことをおっしゃったけど、第１号と第４号は「目指す」のままでいいんじゃないかということですよね。

笹木慶之委員　そういうことです。

宮本政志委員長　ということですが、ほかの方、御意見はございますか。（発

言する者あり）ゆっくりでいいですよ。

笹木慶之委員 あえて言うならば、第2条には第1号、第2号、第3号、第4号とかあるんですが、第1号については「議会であること」ということで紋切り調になっているんですが、第2号については「議会の市民参加の機会の拡充に努めること」となっているんですよ。第1号も第2号も第3号も「努めること」が入っているのであれば、第4号も「目指す」ではなく、「努める」という同じ表現のほうがいいんじゃないかなと申し上げたところです。

宮本政志委員長 第4号は「努めること」にするということですか。

笹木慶之委員 第4号は、今は「目指すこと」となっているんだけど、これを「努めること」に訂正します。第1号も訂正します。そうすると、第2号も第3号も「努めること」になっているので、並びで「努めること」にしたほうがいいんじゃないかという言い方です。

宮本政志委員長 委員会記録では「目指す」よりも「努める」ことというほうを議論していこうとおっしゃっていたんですよ。先ほどはそうではなく、「目指す」のままでいいとおっしゃったんですよ。今は「目指す」から「努めること」と言っているので、どちらですか。「目指す」のままでいいのか、第35回議会運営委員会記録に出ているように「努めること」にしてくれということなのか、どちらですか。

笹木慶之委員 もともとやっているように、「努めること」ということです。

宮本政志委員長 そうしますと、創政会は、第1号と第4号を「目指す」ではなく、「であること」としようではないかと。そして、至誠一心会は、第1号と第4号に関しては、他と合わせて「努めること」に改正しようではないかという御意見が出ております。それについて皆さん、御意見

はございますか。

大井淳一郎委員 第2条なんですけれども、当時、制定特別委員会がつくられたときは、開かれた議会、信頼される議会というものにまだなっていなかったということで、「目指す」という表現を使われたと思います。それから年月を経て、まだ不十分ではありながらも、様々なツールを使って開かれた議会、信頼される議会に向けて鋭意努力してきたということになります。そこでこの改正に当たって、恐らく創政会は、より強い決意ということを表すために「目指す」ではなくて「であること」としたと記憶しております。私もそれに賛同するところでございます。あと、「努めること」について、今、笹木委員は、恐らく第2号と第3号が「努める」となっているので、ほかの表現もそろえるべきではないかという視点で言われたんですけれども、条例の作り方からすれば、強い決意を持たせるべきところと努力義務のところとバリエーションがあると思うんですよ。第2号について、「市民参加の機会の拡充に努める」というのは、市民の協力も必要なところでございますので、議会が幾ら言っても、市民の協力が不可欠であるという点があります。政策提案、政策立案についても、もちろん私も特別委員長としてなかなか苦勞しているところではあるんですけれども、やはりこれは市民のそういったニーズを踏まえて立法事実に基づいてつくっていくもので、つくることが目的じゃないということでもありますので、「強化に努める」という表現にとどめていると考えます。だから、項目によって「努める」、「であること」というバリエーションがあるのは問題ないと思っております。第2条については、第1号と第4号を「であること」に変えるということについて賛成したいと思います。

宮本政志委員長 ありがとうございます。大井委員は、前回、創政会の「目指す」というほうの変更に賛同されたけど、もう少し詳細を会派で考えていこうとおっしゃって、今まさに創政会の中でもですけど、みらい21の考えの結果を詳しく説明していただいて、創政会の案と同じですとい

うことをおっしゃいましたね。よく分かりました。皆さん、どうですか。
吉永委員は「目指す」のほうが良いとおっしゃっていましたよね。

吉永美子議員 いろいろな言い方や感じ方があると思うんですけど、議会としてどう動いていくか、活動していくかっていう原則をうたっているところですよ。これに基づいて議会は動きますよということです。だから、第1号で先ほど言われた、今は随分と公平性及び透明性を確保ができていないんじゃないかということなんだけど、だったら私が思っているのは、創政会が言われる「より」というところは、「より市民に開かれた議会を私は目指すこと」とするということで、つけるのであれば「より」だけだと思っています。100%ということは絶対にないので、目指すことをやはり意識しないといけないと思っていますから、この第1号と第4号については、「より目指します」ということを出して、第2号と第3号については「努めていきます」ということで、うまく使い分けをしていると思っています。やはり「目指す」という姿勢をきちんと言葉で示していくことは大事なことでと思っていますし、何でもそうですけど、「目指す」ということは大変大事なことでございますので、この言葉はあるべきだと思っています。

宮本政志委員長 そうすると、「目指す」の前に「より」をつけて「より目指すこと」に改正したほうが良いということですね。先ほど、大井委員は改正に対する論拠をしっかりと説明されました。吉永議員は、原則このままでよろしいですよっていう論拠をしっかりと御説明されたわけです。ですから今、「であること」の変更、あるいは「より目指すこと」、それと「努めること」で第1号も第4号も全て他に合わすという三つの御意見が出ておりますよね。改正案を幾つもつくるわけにはいきませんので、もう少し議論を深めていただきたいなと思うんですけど、御意見はございますか。

大井淳一郎委員 第2条は、「議会は、次に掲げる原則に基づき活動する」と

ということで、活動はもちろんして、吉永議員が言われるように、目標に向かって目指していくということは大事だと思っております。その基になる原則というのはどういうものであるかというところで、「目指す」よりは、「であること」というほうがいいかなと考えております。だから、より開かれた議会であることという原則に基づいて活動していくことですが、その活動の中で、より開かれた議会に向けて活動するので、結局それが目指すことかなと考えますので、第1号、第4号の原案はもちろん「目指す」だったんですけれども、創政会の案でもいいのではないかなと考えた次第です。

宮本政志委員長 先ほどから第2条第1号と第4号の抽出について御意見が出ていますよね。特に創政会に御意見を言っていたきたいんですけど、先ほど大井委員も言われたように、制定時と現時点での議会の活動原則は、制定時よりも今の現時点ではかなり進んできている部分がある。ですから「目指す」というよりは、もうここは「であること」というところは創政会のほうもあつたと思うんですよね。そうすると、先ほどから大井委員が言われるように、あるいは吉永委員も言われたように、「努めること」、「目指す」、「より目指す」、「であること」というのは、少し強弱っていいのか、その辺りが言葉によって受け止め方で差があるのかなと思います。その辺りも踏まえて、皆さんの御意見をもう少し深く頂きたいです。

矢田松夫議員 ここが一番大事な議会の活動の原理・原則であります。であれば、やっぱり強い決意を示すのであれば、笹木委員が言うように、「努める」ところで統一すればよいと思います。第1号から第4号までですね。

宮本政志委員長 「努めていく」ということ、「目指していく」ということ、「であること」ということ、矢田議員が言われることが前提で、強くということであれば、「であること」じゃあないんですか。「努める」よ

りは「目指す」のほうが上だと思うんですよ。そして、「目指す」よりもさらに上は「であること」と。これはもう断定ですから。だから、今、矢田委員が「強く」とおっしゃったので、そうすると、「努める」よりも「であること」だと思うんです。その辺りも踏まえて、ほかの委員の方、御意見はございますか。

藤岡修美議員 本市議会は、議会改革等でかなり順位を上げて、第1号の公平性、透明性の確保、あるいは第4号の市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価する点での評価も高いんです。本市議会は、自信をもって「目指す」ではなくて、その辺りはもう達成しているので、先ほど大井委員からありましたけども、「であること」という言葉で置き換えたほうがいいのではないかと思います。

宮本政志委員長 先ほど矢田委員がおっしゃったとおり、第1章、第2条、議会の活動原則は非常に重要なところで、まさにそのとおりと思います。ですから、この第1号から第5号に関して、文言の改正抽出というのは非常に重要なところでございます。笹木委員は、先ほど「努めること」と御意見を言われていますけど、今、皆さんからは、「目指す」、「より目指す」、「であること」ということで意見が多く出ています。「努めること」に第1号から第5号まで全ての末尾を同じにしようということで、ただ合わせるということが論拠ではないはずです。なぜ第1号と第4号の「目指す」を「努めること」にするか、合わせていく必要性の論拠について、至誠一心会の考えをもう少しお聞きしてよろしいですか。

笹木慶之委員 議会の活動原則が第2章の見出しに書いてありますが、その中身がやはり公平性、公明性、あるいは市民の多様な意見、それから把握した市民の多様な意見を基にした政策立案、あるいは市民本位の立場から適正な市政運営を行っているかを監視して評価するということになっているわけです。したがって、独断的に評価するのではなく、議会活動の中身そのものは、やはり我々が議会に対して努めるというその姿勢を

示しながら取り組むべきことのほうがよりいいのではないかなということ
が私たちの思いです。そういう形でことは申し上げていきたいと思
います。

宮本政志委員長 逆に「目指す」と「であること」に対してはどういうふうに
考えられますか。

笹木慶之委員 もともと目指すということになっていること自体が、それはそ
れとしてどうこう言いませんが、そこが議会をいわゆる「であること」
という形で紋切り調になっているから、私たちとすれば、流れとして考
えればやはり努力をするという姿勢が議会の中に反映されればいいのか
なと思ったわけです。

宮本政志委員長 つまり努力をしていこうということで「努める」ですね。例
えば、第1号の市民に開かれた議会にするように努力していこうと。だ
から、「努めること」と至誠一心会の笹木委員がおっしゃる。みらい2
1の大井委員、あるいは創政会の藤岡議員からは、例えばこの第1号、
「市民に開かれた議会であること」ともうここで断言しようと言われて
いるわけですね。吉永委員は、「市民に開かれた議会をより目指すこ
と」ということで、吉永委員はみらい21や創政会の意見に近いのかな。
「より」を入れるとおっしゃいましたね。その点も踏まえて、ここで暫
時休憩しましょう。第2条に関しては、先ほど矢田委員がおっしゃった
ことがまさに重要なんですよ。議会の活動原則ですから、これは今後の
条例にも絡んでくると思いますのでね。ここで暫時休憩しましょう。

午前9時37分 休憩

午前9時57分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。先ほどまでの第2条第1号

と第4号、最後の目指すということについて、いろいろ御意見が出ておりました。再開しましたが、御意見等はございますか。

吉永美子議員 先ほども申し上げましたけど、改めて申し上げますと、この議会基本条例をつくって以来、山陽小野田市議会はすごく頑張ってきたと思っています。活動原則に基づいて、先ほど議論の中で、「であること」っていう断定的な言い方もいいのではないかということと言われた。それも理解するところですけども、やはり目指すことについては、先ほど申し上げましたように、100%というのは絶対にあり得ないので、よりこれからも目指していくという姿勢が大事だと思っています。第1号については、「より市民に開かれた議会を目指すこと」でいいと思っています。それ以外に変えるところがあるとは思っていません。

大井淳一郎委員 先ほどの議論から行くと、私も言い方がよくなかったかもしれませんが、できているから強い決意で「であること」、まだまだできていないから「目指す」という論拠ではいけないと思うんですよ。私もまだまだできているとは思っていません。ただ、この原則を考えたときに、これはあくまでも議会の活動原則、指針、軸となるものです。やはりそこはきちんと「目指す」ではなくて、「である」という原則の下に活動していくという意味で言いましたので、私は創政会が最初に出された案でいいと思っています。

笹木慶之委員 私たちもこの件についてはいろいろな立場で議論をしました。その中でこの議会活動の原則的なものを踏まえながら、やはり市民の立場に立った中でのいろいろな思いもあったわけです。その中で少し気になることがあるので、もう一度議論してほしいということを前回の委員会で申し上げたかと思います。我々もいろいろな形でチェックしている中で、本会議あるいは委員会等での会議録はホームページで公開している、あるいは本会議、委員会をインターネットライブで中継配信、録画しているというような問題、それから、委員会や本会議等の資料を傍聴

者にも配信しているという取扱い等も鑑みながら、現実的な立場に立って見たときに、議会活動の原則はやはり貫いていてもいいのではないかという思いになりました。したがって、先ほど申し挙げましたことを一部訂正いたしますが、「より市民に開かれた議会であること」でいいのではないかということで修正したいと思います。

宮本政志委員長 笹木委員がおっしゃったのは、ある程度達成はできているという前提の下で、吉永委員と同じく「より市民に開かれた議会を目指すこと」ということで、吉永委員の御意見に賛同しますよっていいんですね。

笹木慶之委員 だから「議会であること」ですね。

宮本政志委員長 「より市民に」と言われたから。「より市民に開かれた議会であること」ということですか。

笹木慶之委員 そうですね。「より市民に開かれた議会であること」という文言でいいのではないかと思います。

宮本政志委員長 「努める」ということから、「より市民に開かれた議会であること」に変えるということですね。

中岡英二副委員長 平成24年に議会基本条例ができてから、皆さんこういう活動原則に基づいていろいろな形でやってこられております。先ほど笹木委員も言われたように、本会議や委員会等の会議録をホームページに公開するなど、本会議や委員会をインターネットライブで中継したり、委員会の資料を傍聴者に配付するとともにホームページでも公開したり、いろいろな努力をされております。そうした中で、議会の活動原則はあくまでも原則ですので、いつまでも「目指す」とするよりも、これまでやってきたことを踏まえて、「公正性及び透明性を確保し、より市民に

開かれた議会であること」と。先ほどと同じですけど、やはりやってきたことを強く活動原則として用いたいと思います。

宮本政志委員長 そうすると、みらい21の大井委員、笹木委員、中岡副委員長のほうで行くと、第4号は「評価することにより信頼される」と、すでに「より」がついていますけど、「であること」にするということですか。

大井淳一郎委員 第4号も第1号と同様に、「議会を目指す」から「議会であること」としたいと思います。繰り返しになりますけど、活動原則というのは、座標軸、指針でありますので、それで活動を行うんですけれども、私も含めてまだまだ活動のゴールはありませんので、それに向かって目指していくという姿勢は同じです。ですから、目指す姿勢がないわけではないので、それは御理解していただければと思います。

宮本政志委員長 そうしますと、第2条の第2号、第4号、第5号に関しては改正箇所はなしで、第1号と第4号に関してのみですね。第1号は「市民に開かれた議会を目指すこと」のところを「より市民に開かれた議会であること」、それから第4号に関しては、「目指すこと」から「であること」、第2条はこの2点について改正の抽出ということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）第5号もありますか。

中岡英二副委員長 第5号の中で、「議会運営は、市民の関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行う」とありますが、ここは「関心が高まる」ではなく、もう一步踏み込んで、「興味を持ってもらう」という前向きな文言に変えてもいいんじゃないかなと思います。

宮本政志委員長 今、中岡副委員長から第5号についての御意見が出ましたけど、いかがですか。

吉永美子議員　どのように言葉を変えるということですか。

中岡英二副委員長　「市民の関心が高まるよう」を「市民の興味が高まるよう」に変えるということです。関心と興味の違いについては、関心とは心にかけることや気がかり特に興味を持って注意すること、興味とは人の関心をそそることです。面白味というか、もっと踏み込んだ形で市民がこの議会運営に関わってほしいという意味です。

宮本政志委員長　今、基本条例の改正箇所の抽出を行っています。今後、抽出が終わって、改正も終わって、正式に改正後の基本条例が制定されて、その後に逐条解説をつくります。こう言ったら申し訳ないけど、今、副委員長が言われたことは、そちらで説明したら足りるようなことだと思うんですよ。条例を改正するわけですから、現状がこうであって、今の条例が現状と照らし合わせたらこういうふうになるという形が望ましいと思うんです。今、副委員長が言った興味と関心については、あまり委員長として言うべきじゃないんでしょうけど、わざわざ条例改正する必要があるのかなと。逐条解説で足りるのかなと思ったんですけど、ほかの委員の方、御意見はないですか。

大井淳一郎委員　この話は以前の意見交換会でも出ていたと思うんですけども、関心と興味は区別し難いところもあるんです。私は、条文自体は変えなくてもいいと思っております。興味という言葉に趣があるのであれば、逐条解説の中でそのようなものを盛り込む形で提案すべきかと思っております。条文はこのままでいいかなと思っっているんです。興味に変える必要性を感じなかったのですが、もし副委員長のほうで、ここは関心じゃなくて興味にしたほうがいいという理由を改めて述べていただけますか。

中岡英二副委員長　具体的に今ここをどうのこうのというのはないんですけども、関心よりも興味のほうが言葉として強く市民に訴えるものがあるの

ではないかと感じました。逐条解説の中で、そういう関心というところに興味というものをもつように考えてほしいということであれば、条例の改正はこのままでもいいと思います。

宮本政志委員長 副委員長、皆さんもそうですけど、例えば今の改正箇所の抽出に関して、それぞれ会派あるいは委員のほうから改正の御意見を述べられるに当たっては、今のようにはほかの委員の方が違う考え方や意見を言われる場合があるので、そのときには改正すべき論拠をしっかりと伝えてもらって、そして、皆さんに納得していただくように議論を行っていただきたいんです。ただ、こうだと言われて、そうですかと言うのではなく、これは基本条例ですから、しっかりとした論拠で皆さんを説得し、納得させられるように議論を深めていただきたいと思います。第2条に関しては第1号と第4号を抽出というところで、次は第3条に行こうと思いますけど、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第3条に入ります。議員の活動原則です。こちらについて御意見はございますか。先ほどは第1号から第5号までございまして一つずつ行っていました。全部つながっているところですから、条例の改正箇所の抽出に関しましては、号の変更がそれぞれもしあれば、そこも全部御意見を言っていただけたら分かりやすいかなと思います。

大井淳一郎委員 ここについては、一つ一つの活動原則が達成できているかというと、まだまだ課題はあるという意見が出ました。文言については特に改正すべきだと言及には至っておりませんでしたので、文言はこのままでよろしいかと思います。ただ、先ほどの議会の活動原則の中でも述べましたが、こちらは議員の活動原則の指針、座標軸となるものですので、ここに掲げていることについて目標達成できるよう努めている、あるいは目指していくという姿勢は変わりません。ですので、文言は変えなくていいと思います。

中岡英二副委員長 創政会としても、第3条に関しては変える必要がないとい

う意見がありました。

笹木慶之委員 至誠一心会につきましても、この第3条の議員の活動原則については、特段文言の修正はありません。

宮本政志委員長 そのほかに御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、こちらは抽出箇所はなしということですね。続きまして第4条に入ります。第4条についての御意見等はございますか。

大井淳一郎委員 この条文で議論になったのは、「政策を中心とした同一の理念を共有する」と書いてあり、もちろんそうあるべきなんですけれども、議案によっては賛否が分かれる場合もあり得るので、この「同一の」という言葉を入れる必要はあまりないんじゃないかということがあったと思います。例えば政党会派のように、ある程度政党の理念に基づいて動かれている場合は同一であるという思いがあると思うんですけど、厳密には政党に属していないと言うと語弊がありますけれども、いわゆる保守系の会派の中では議案によっては賛否が分かれる可能性もありますので、この「同一の」という条文があると、それに縛られるのはどうかというところがあります。この「同一の」を削ることについての提案があったと思うんです。それについては私も賛同したいと思っております。

宮本政志委員長 中岡副委員長、藤岡議員と大井委員が言われたように、創政会としては、共有する理念が同一のものであるということは当たり前のことだと。つまり、政策を中心とした理念を共有して結成されているものが会派ですと。ですから、わざわざ「同一」という文言をここに入れる必要はないと。だから、改正をして削除すべきだという御意見が前回創政会から提示されております。大井委員は、前回、会派に持ち帰って考えていきますと言われて、今、みらい21からは、「同一」を削除したらどうか、創政会と同じという御意見を言われました。創政会の2人、大井委員からこの間そういった御意見が創政会から出たと思います

と言われましたが、御自分たちからも提示していただいたほうが運びやすいと思いますよ。至誠一心会はどうですか。

笹木慶之委員 この第4条については特段の問題はありません。そのままで結構です。

宮本政志委員長 ということは、削除する必要はないと。今、みらい21と創政会は「同一」という文言は削除したほうがいいと。至誠一心会としては、そのままでいいという御意見でしょう。

笹木慶之委員 そうですね。強いて言うならばね。

宮本政志委員長 強いて言おうが、強いて言うまいが関係なくて、もうそのままだと。「同一」は削除しなくてもいいということですね。

笹木慶之委員 あまり文言にこだわるわけじゃありませんが、この内容そのものというのは、理念を共有しているという考え方からすれば、もうそれはそれでして、内容的に捉えているんじゃないかとも思います。あえて言うならば、「同一の」という言葉を入れてもそんなに問題ないじゃないかということです。

宮本政志委員長 共有する理念が同一ということが前提となって会派を組んでいるんだから、「同一」という文言は必要ないということに対して、残すべきだとおっしゃったのですが、その辺りはどう思われますか。

笹木慶之委員 だから、先ほど言うておりますように、そのような理念を共有する議員で構成するというものであれば、あえて言わなくてもいいんじゃないかと思いましたが、強いて言うならば「同一」という言葉を入れても何ら問題はないんじゃないかということです。

宮本政志委員長 よく分らないです。同一という言葉はなくてもいいんだけど、強いて言うならば入れたほうがいいと。今、二つ言っていますね。前半は、同じものがあって理念を共有しているんだから「同一」という言葉はなくてもいいと。しかし、後半は、強いて言うならばそのままでもいいと。おっしゃっていることがよく分らないんですよ。

笹木慶之委員 だから、強く言えばそうなんだけど、しかし、理念を共有する議員であれば、それはそれで政策を中心とした理念を共有するという議員でいいんじゃないかなと思ったわけです。

宮本政志委員長 だから分らないんですよ。「同一」という言葉はそのままでもいい、削除するべきではないと。しかし、削除するべきだとも言う。よく分らないです。

笹木慶之委員 会派を結成するということになっているわけですから、それは当然、政策を中心とした理念を共有するということになるわけですが、それをあえて言うならば、「同一」という言葉を入れても何も支障はないんじゃないかと言っているわけです。

宮本政志委員長 この「同一」を削除した場合、何か問題だと感じますか。みらい21も創政会も、同じ理念を共有するという前提で会派を組むんだから、「同一」という文言は要らないんじゃないのかと。でも、「同一」がなくなった場合は、この条文のどの辺りに問題が出ると思われますか。

笹木慶之委員 だから、そもそも政策を中心とした理念を共有するということ言っているわけで、もうそうなっているのだから、あえてその必要性はないんじゃないかと。しかし、あえて言うならば、なぜ同一というのかなと思うんだけど、それがあっても問題はないんじゃないかというだけのことです。だから、どちらかといえば削除するということでもいいんですよ。だけど、あるということならば、それはそれとして わだかまり

はないんじゃないかというだけです。

矢田松夫議員 削除したら問題点があるのかないのかということなんですが、私は、「同一の理念」というのはこのままでいいと思います。というのが、もし「同一」をのけるということになると、会派をつくる目的が薄くなるんじゃないかと思うので、私は「同一」を入れた条文のままでいいと発言します。

宮本政志委員長 ほかにございますか。同一ということに関して、「そのままでもいい、削除する必要はない」、「いやいや、これはもう同じ理念を共有しているから会派を組むんでしょ。ですから、わざわざここに同一と入れる必要があるんですか。削除しましょうよ」ということで、2とおりの御意見が出ております。みらい21にしても創政会にしても、「同一」をわざわざここに入れる必要はないと。削除したほうがいいということについて、もう少し御自分たちの意見に何か付け加えることがあれば言っていたでもいいですよ。

藤岡修美議員 同一の理念に縛られると、逆に会派が難しいのではないかと。逐条解説にあるんですが、基本的な理念を共有するというくらいの解説でいくと、同一の縛りはあまりにも強い気がするので、私の会派の意見にもあったように、「政策を中心とした理念を共有する議員」くらいでとどめておいたほうがいいかなと思います。

宮本政志委員長 藤岡議員、ちょっと気を付けないといけません。解説を前提に本文のほうに入っていくというのは違います。重要なのはあくまで条例の条文であって、それに対する解説となります。

吉永美子議員 藤岡議員にお聞きしたいんですけど、「同一」があると縛られると言われた、それについてもう少し詳しく説明してもらえるとありがたいです。

藤岡修美議員 同じ会派の議員であっても譲れないところはあると思うんですよ。これは政策に限らず言えることです。ここにおいては会派の理念なんですけれども、そこは「同一」という文言で縛れない会派の議員もいると思うので。同一の理念の縛りがどの程度あるかは疑問なんですけど、個人的には、議員同士譲れない一線があると思うので、会派としてはあくまでも政策を中心とした理念を共有する議員であるべきだと思います。

宮本政志委員長 藤岡議員、今おっしゃったのは、必ずしも同一した理念を共有することが前提ではないということですか。

藤岡修美議員 「同一」の捉え方なんですけれども……

宮本政志委員長 「同一」の捉え方じゃなくて、「同一の理念」です。

藤岡修美議員 「同一の理念」の捉え方なんですけれども、私は議員ごとにある程度差異が生じるというか、認識の違いもあるでしょうけども、会派で「同一の理念を共有する議員」の「同一」にすごく違和感というか、そこで縛られることについては、「同一」という言葉に若干抵抗がある気がしています。

宮本政志委員長 そうすると、少し意味合いが変わってきます。創政会で前回から出ていますけど、そもそも同一の理念を共有した議員で結成されたものが会派なんだから、わざわざここに「同一」という文言は必要ないという前提で、改正の抽出として削除ということなんだけど、今の藤岡議員の意見は、そもそも同一の理念に対して疑問を持っているから、「同一」という文言は必要ないと。つまり同一じゃないと受け止めました。違いますか。暫時休憩しましょう。

午前 10 時 28 分 休憩

午前 10 時 42 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。「同一」という文言をそのまま残すか、あるいは削除し、または改正すべきだというところで意見が分かれています。それぞれの御意見に対して、根拠を示していただきたい部分があるんですけど、御意見はございますか。

大井淳一郎委員 私が最初に言ったのは、議案によっては賛否が分かれることがあると。この同一という言葉があると縛られるんじゃないかというアプローチで言いました。それに対して創政会は、理念を共有というだけでしっかりと説明ができるので「同一の」をのけてもいいんじゃないかと言われました。アプローチの仕方は若干違うとは思いますが、創政会案を聞いて納得するところがありますので、結論とすれば「同一の」をのけるという方向でよろしいかと思います。

宮本政志委員長 至誠一心会はどうですか。

笹木慶之委員 もともとの点は、先ほど言ったとおり「政策を中心とした理念を共有する」ということそのものにあったわけです。いろいろな話を議論する中で、「あえて言うならば」という言葉を言って、それが気に入らなかったようですが、しかしそれはそれとして、削除する、要らないということで結構だと思います。

宮本政志委員長 「同一の」は必要ないということですね。そのほかございますか。

大井淳一郎委員 先ほどから出ている理念ですが、皆さん御承知のように、ホームページでそれぞれ会派の理念を出しております。至誠一心会から日

本共産党まで、それぞれの会派の理念がありますので、基本的にはこのメンバーは、それぞれの会派の理念に基づいて、理念を共有しながら活動していくべきだと思っております。議案で意見が分かれるということはまた別の話だと思っておりますので、私はこの「理念を共有する」という部分については賛同するし、「同一の」をのけても支障はないと考えます。

宮本政志委員長 そうしますと、みらい21にしても、至誠一心会にしても、創政会にしても、第4条の同一の理念に関しては、この「同一の」という文言は削除という方向で改正の抽出という御意見ですけど、それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、次に行きましょう。第5条、会議の公開です。第5条について御意見等はございますか。

大井淳一郎委員 第5条については、検証の中でも達成となっておりましたので、条文どおり実施しているということで文言はこのままでよろしいかと思います。

中岡英二副委員長 創政会としても、この第5条に関してはこのままでいいという意見がありました。

笹木慶之委員 第5条については、このままで結構だと思います。

宮本政志委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、この第5条に関しては改正の抽出はなしですね。続きまして第6条、自由討議の保障について、いかがですか。検証結果は不十分ということで、議会運営委員会における議会基本条例の検証の中では厳しい御意見が多かったようですが、第6条についての御意見をお聞きます。

中岡英二副委員長 第6条に関しては、創政会としては自由討議が不十分であるなどいろいろ出ていますけども、この第2項の中で文言を考えるとし

たら、「議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会、及び市長からの提出議案及び直接請求による議案、請願及び陳情に関して審議し、結論を出す」というところを「審議し、又は審査して結論を出す」と付け加えたほうがいいのではないかと。本会議と委員会においての条文ですので、「審査」を付け加えたほうがいいんじゃないかということがありました。

宮本政志委員長 副委員長、改正箇所をかいつまんで言ってもらいたいです。条文を読んでしまうと分かりにくいです。第36回の議会運営委員会の中では、創政会の伊場委員から「審議し」の後に「審査し」を追加する方向性で改正するべきだという御意見が出ました。今、中岡副委員長はそういうことを言われたんですけど、その点について御意見はございますか。

吉永美子議員 委員会では確かに「審査」という言葉を使っています。「本会議及び委員会において」とあるので、「審査」を付け加えたと思うんです。そうなってくると、結論を出す場合、「議員及び委員相互間の」について、委員をつけなくていいのかという考え方も成り立つと思います。だから、あえて入れないといけないのかと思っています。絶対に必要かどうか、クエスチョンを持っています。

宮本政志委員長 今の吉永委員の指摘は重要です。委員の皆さんは、御指摘のお分かりだと思います。ここに対しては御意見がありますよね。ここは議論に入らないといけないところです。今の吉永議員からの御意見は、議論に入るべきところです。特に創政会は御意見があると思いますが、どうですか。

中村議会事務局次長 委員会制度が導入されたことによって、議会での審議と委員会での審議をどういう言い方にするかというところで、制度的には審査という言い方で区別しているということです。議案が本会議に上程

されて、委員会に付託されて、委員会で審査されて本会議に戻って、本会議で採決するまでをひとくくりで審議と呼ぶのが一般的です。区別したことによって本会議での審議、委員会での審査と言っているだけで、採決するまでを審議と捉えれば、吉永議員がおっしゃっているように、審査という言葉が要るのかどうか。言葉を加えるんだったら、「議員の相互間」というところに「委員」を入れるべきなんじゃないかというのが、意見のまとめじゃないかと思います。それを踏まえて議論していたきたいと思います。

宮本政志委員長　吉永委員がおっしゃったのはそこですね。審議と審査の違いについては、質疑と質問の違いと同じように、言葉が正しいとか正しくないとかの議論が結構ありますけど、それを踏まえた上で創政会はどうですと。つまり、審議の後に「審査し」を入れるべきだと。吉永議員は、そうは思わないという御意見が出ました。中村次長からの説明もございました。それを前提に皆さんに御意見をお聞きしたいんですけど、至誠一心会はどうですか。

笹木慶之委員　私たちもこれについては少し疑問を感じたんですが、これはしっかり受け止めて表現したほうがいいのではないかとということで理解をしました。したがって、「議案、請願及び陳情等に関して審議し、」の後に「又は審査して」という文言を入れて結論を出すという形に整えたほうがいいということになりました。

宮本政志委員長　至誠一心会の考え方をもう少し詳しく教えていただきたい。先ほど中村次長が言われたように、委員会的时候に審査、本会議のときに審議が出てきます。本議会としては、そういう位置づけで言葉を分けています。しかし、一般論から言うと、全てひっくるめて審議です。そうすると、吉永議員がさっき言われたことが非常に重要な論点になってきます。その論点を基にして、「審議し」の後に「審査し」を付け加えたほうがいいという創政会と同じ意見なんでしょう。だから、吉永議

員が意見として問題視されたところに触れて、理由の説明が欲しいです。

笹木慶之委員 審査と審議では、言葉の意味合いそのものが違っているわけですから、その行動が的確に表現できるような形で文言を整理して、本会議あるいは委員会等々の表現については、それで議論を尽くして合意形成に努めますということになっているわけです。だから、審査してという言葉が入って、委員会審査したということとつながってくると思いますので、それ以上のことは言いません。

宮本政志委員長 創政会は御意見がありますか。

中岡英二副委員長 確認です。今、吉永議員が言われたのは、「又は審査して」を付け加えたら、そして、委員会相互の議論も「委員会」というのを入れたら賛成ということですか。（「違う、違う」と発言する者あり）

吉永美子議員 賛成したわけじゃなくて、どうしても入れたほうがいいのであれば、「審査し」だけじゃなくて、「議員及び委員相互間」としないとおかしくありませんかと申し上げただけです。

大井淳一郎委員 第6条第2項の「本会議及び委員会において」と書いてあること、あと、「本会議及び委員会」と分けてあることから、審議に加えて審査が出てくるということで、創政会は意見を出されました。それを踏まえて、吉永議員から意見が出されました。それであれば、「議員」の後に「又は委員相互間」と付け加えたほうがいいんじゃないかということについては、納得できるところです。だから、本会議及び委員会っていうのであれば、そこも徹底すべきだという点ではそのように改正するほうがいいのかと、吉永議員の話を聞いて思いました。

岡田議会事務局議事係長 一点補足させていただきます。「審議し」の前、「議案、請願及び陳情に関して」となっているところです。陳情に関しまし

ては、本会議に上程されて採決するという審議の過程がなく、審査のみを行っていることを申し添えます。

宮本政志委員長　創政会として意見を言ってほしいのが、吉永議員が言われるのは、委員会イコール審査だから、「審議し」の後に審査という文言を入れるのならば、「議員、委員会及び市長」ではなくて議員の後に委員のことが要るんじゃないんですかということです。別にそれをもって賛成だと言われているわけじゃない。事務局が言ったのは、本会議及び委員会で審議という言葉で統一するということがどうなのか、いいか悪いかというところも含めて、今、本市議会は、本会議では審議、委員会では審査としているけれども、一緒くたに審議ではどうなのかというところも踏まえた上での議論で「審査」という文言を追加すべきかすべきじゃないかということなんです。そこをまず言ってください。請願のほうに入っていくと、審査、審議の話には関係しているけど、また少し話がずれる方向に行くと嫌なので、請願や陳情のほうは、もし必要であればその後でまた入っていただきたいです。

大井淳一郎委員　岡田係長が言われたのは、陳情がある関係で、審議だけだとカバーが難しいから、「又は審査して」を入れることでカバーできるということですよね。そういう意味で言われたので、今の話には関連して、陳情がある関係で「又は審査して」という言葉は必要だと思います。それを入れるだけでなく、吉永議員が言われる議員相互間じゃなくて「委員相互間」と入れるというのは、自分の中ではずっと落ちた意見だと考えます。

宮本政志委員長　若干、創政会の論拠とは違うけど、大井委員が、岡田係長の説明も踏まえて補足してくれました。その前提で創政会の意見はどうですか。

藤岡修美議員　創政会において、もともと本会議及び委員会が審議、審査で内

容が違うという議論から発展して、「又は審査して」を入れようという議論になりました。事務局や吉永議員の意見を聞いて、創政会の意見どおり「又は審査して」を入れて、「議員及び委員相互間の」と吉永議員が言われるとおりに入れる形について、創政会についても賛成したいと思います。

宮本政志委員長 大井委員が言われたのは、陳情に関しては審査なので、創政会が出した「審議し」の後に審査のことを付け加えるということは整合性が取れますよと。そうであるならば、吉永議員が言われるような文言を追加というのも、今の創政会の意見としたら、みらい21の大井委員と同じく追加していいということですね。至誠一心会はどうですか。

笹木慶之委員 先ほど申し上げたとおりです。

宮本政志委員長 先ほど申し上げたとおりでは困るんですよ。どうですか。

笹木慶之委員 だから、先ほど申し上げました。「議案、請願及び陳情に関して審議し、又は審査して」となり、陳情のことも入っています。それから、その前は「議員及び委員会及び市長から提出議案並びに」とありますが、それらを総称して判断していく中で、最終的には議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めますということで、あえて審査とだけ言うのではなく、審議と審査を表現しながらこれに努めたということですから、それ以上のことはないと思います。

宮本政志委員長 吉永委員は、「委員」という文言の追加のことにも触れられて、みらい21も創政会も賛成と言われました。その点はどうか。

笹木慶之委員 特段、異論はありません。

宮本政志委員長 同じですね。では、第6条第2項の「議員、委員会及び市長

からの提出議案」の部分はどうでしょうか。

大井淳一郎委員 これはそのままでいいと思います。議員提出議案、委員会提出議案、市長提出議案ということで、委員提出議案はないので、ここはそのままでよいと思います。

宮本政志委員長 そうすると、第6条第1項はいいですね。第2項に関して、そのほかに御意見はございますか。

大井淳一郎委員 ここの文言はもういいですね。それが実現できているかというところは、私も含めてまだまだ不十分だと意見が出たと思います。それは今後やっていかなければいけない課題だと思います。

宮本政志委員長 不十分だから改正しないといけないというわけじゃないんだけど、不十分なら不十分の理由が条例に原因があるかどうかも踏まえての改正の抽出が必要です。第6条はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第7条に入りましょう。第7条について御意見はございますか。

大井淳一郎委員 ここでは、検証の過程の中で、市の重要なプランとか都市計画のマスタープランとかを例に挙げて、そういったことも検討すべきではないかという意見を出しました。あくまでも運用していく中で条例で定めていく話なので、議会基本条例第7条の文言の改正は必要ないと考えます。

宮本政志委員長 今、みらい21の大井委員からは、改正の抽出は別段ありませんということです。

中岡英二副委員長 創政会としても、第7条に関してはこのままでいいのではないかという意見でした。

宮本政志委員長 それでは、第7条はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
続きまして、第8条に入りましょう。議案及び関連資料の公開です。検証結果は達成しているという評価だったんですけど、改正の抽出に関して御意見はございますか。

吉永美子議員 第8条ですね。資料の件なんですけど、「委員会等」とは本会議と委員会以外に何がありましたか。

大井淳一郎委員 議会基本条例の第5条、会議の公開とリンクすべきだと思います。「委員会等」の「等」には全員協議会が当たります。全員協議会もホームページで公開します。第5条と第8条の「委員会等」は同じと考えますので、全員協議会が当たります。

宮本政志委員長 第8条に関しては、抽出なしでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では第9条、政策討論会の開催です。第9条について、改正の抽出等の御意見はございますか。

大井淳一郎委員 自由討議のところと同じことになるんですが、最近は政策討論会の開催をしていないということで、運用面での課題があるものの、条文は変えなくてもいいと考えます。

宮本政志委員長 そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）創政会は、条文に関しては問題なくて、その仕組みについて見直していくべきだと言っていましたね。至誠一心会、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、第10条について御意見はありますか。

吉永美子議員 決算審査をする場合に事業の評価をしますが、「事業等の評価」の「等」とは何でしたか。

宮本政志委員長 どこですか。「市長等」の「等」ですか。

吉永美子議員 違います。「事業等」の「等」です。事業の評価をしているじゃないですか。それ以外の評価とは何ですか。

宮本政志委員長 これは当時何を想定して「等」を入れたのか。

大井淳一郎委員 予算の執行は、必ず事業に基づくものとは限らないと思います。決算書のページを追うときに、執行状況について、例えば不執行が多いとか効果がない執行の仕方をしているとか、広い意味では事業なのかもしれませんが、事業と言えないものも含めて議会が評価していると。それは執行の仕方について問題提起するという意味で、最終的には附帯決議という形で評価しているかもしれない。だから、「事業等」というのは、私は制定委員じゃないので正確には分かりませんが、事業以外のものの予算執行のプロセスなどではないかと思うんです。

宮本政志委員長 「等」とは何か。制定当時に個別具体的な想定を出したんじゃないくて、事業以外のことがあって等が入っているのかな。これによって第10条、行政運営の検証そのものがおかしくなるわけではないよね。（発言する者あり）ないですか。ここはありがたい意見ですね。

岡田議会事務局議事係長 ただいま御意見を頂いております「事業等」の部分につきましては、過去の逐条解説を拝見しても、特に具体的なものは記載されておられません。その点から考えさせていただきますと、現在、皆様には事業を評価していただいているところではございますが、決算時において事業以外のものも評価しなければならないこととなったときのために幅を持たせるという意味での「等」ではないかと推測します。

宮本政志委員長 事業以外の何かが生じたときのためにということですね。この「等」によって第10条の整合性が取れなくなるという懸念はないで

すね。それがあつたら、「等」を削除しないといけなくなるんですが、
どうでしょうか。

大井淳一郎委員 我々は今、事業評価をしております。評価の仕方はいろいろあつて、施策評価などもっと上のステージでの評価をする場合がありますので、「等」には施策なども入ってくると考えます。その延長線上で、例えば総合基本計画の評価もしています。今は決算のことだからちょっと違うかな。決算審査において、事業審査のみならず施策評価もするということも踏まえての文言かなと理解しております。

宮本政志委員長 吉永議員からの指摘で、これまで何も議論が出なかったところにも深く入れましたね。そうすると、この第10条の改正の箇所はなしでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第11条、一般質問に入りましょう。ここの検証は、第1項と第3項でそれぞれ評価が分かれました。改正の抽出があるのであれば、第11条全体について御意見をお願いします。条文の内容と活用方法はまた違いますので、その辺りに気をつけて、改正抽出があれば御意見をお願いします。

大井淳一郎委員 第11条の文言の変更は必要ないと思います。特に第11条第2項の条文については、我々の中で十分共有できているかっていうと、そこは課題があるとは思いますが、文言はこのままでよいと思います。

宮本政志委員長 そのほかに御意見はございますか。検証のときには全体的に非常に評価の厳しい御意見が出ておりましたね。今、みらい21の大井委員は、条文の改正に関しては別に必要ないという御意見でした。創政会、至誠一心会、それぞれ御意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、改正抽出は委員外議員のお二人もなしということではよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第12条、反問権に行きましょう。

中岡英二副委員長 創政会としては、反問権の機会の確保ということで、「議員から質問を受けたとき」というのを「質問や質疑」に、「質疑」を付け加えたほうがいいんじゃないかという意見です。

宮本政志委員長 「議員から質問を受けたときは」の「質問」の後に「質問や質疑」とするという創政会の案についてはどうですか。

吉永美子議員 もう一度お願いします。なぜ「質疑」がないといけないのか、説明してください。

中岡英二副委員長 第12条中に「本会議又は委員会」とあります。先ほどと一緒にです。「委員会」がありますので「質疑」を加えたほうがいいんじゃないかという意見であったと思います。

吉永美子議員 本会議と委員会で、質問と質疑と言葉が分かれていましたか。先ほどと一緒にと言われると、先ほどあったのは審議と審査です。本会議では質問だけど、委員会では質疑だと言葉が分かれていましたか。

宮本政志委員長 藤岡議員、創政会は意見があったかな。ないと思うんですが。（「森山議員が言っている」と発言する者あり）

大井淳一郎委員 本会議は本会議質疑、委員会でも委員会質疑です。一般質問では、安芸高田市でよくあるんですが、質問に対して反問権をする場合があります。本市議会ではほぼありません。

宮本政志委員長 至誠一心会の笹木委員の御意見もお聞きしたいです。今、吉永議員と大井委員からは、別段ここに議員から質問の後に質疑を付け加える必要はないという……（「入れる必要ありです」と発言する者あり）入れる必要ありですか。

吉永美子議員　今、大井委員が言われたのは、一般質問のときには質問ということですか。本会議では質問と質疑という形で区分けをしていると。一般質問のときは質問、通常の場合は質疑という区分けをしているということですね。

大井淳一郎委員　はい、そういうイメージです。私は必要だと思っています。

宮本政志委員　失礼しました。大井委員、一般質問、今はなくなったけど代表質問、そして緊急質問が質問で、それと質疑ということですね。そのことを言われたんですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）今、御意見が出ております。「質問」の後に「質疑」を付け加えるということです。至誠一心会の笹木委員、いかがですか。

笹木慶之委員　この反問権の問題については、執行部に改めて周知する必要があります。質問と質疑を明確に捉えて表現したほうがいいだろうと思います。

宮本政志委員長　「質疑」を付け加えるべき、別に付け加える必要はない、どちらですか。

笹木慶之委員　付け加えるべきです。

宮本政志委員長　付け加えるべきですね。そのほかはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質問と質疑の順番はそのままでいいですか。質問と質疑の区切りは、「、」で行くか「や」にするか。

大井淳一郎委員　たしか、創政会案は「質問や質疑」と言われたと思うんです。条文のつくり方は僕も詳しくないので、それは改正案をつくられるときに精査していただければと思います。

宮本政志委員長 そうすると、「質問や質疑」ということで、改正案をつくる
ときには、冒頭にも言いましたように、議長にも相談して、事務局とい
ろいろな観点から案をつくります。

吉永美子議員 創政会からは見出しを「反問の機会の確保」にする案も出てい
るんじゃないですか。反問権のままでいいんですか。

中岡英二副委員長 反問の機会の確保というのは、意見交換の中ではありまし
たけども、最終的にはこのとおりでよかったと思います。

宮本政志委員長 見出しはそのままということですね。それでは、第12条は
そのほかはよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、ここ
で一旦休憩して、午後から第13条、質疑に入りたいと思います。暫時
休憩します。

午前11時26分 休憩

午後1時 再開

宮本政志委員長 お疲れさまです。午前中に引き続き、委員会を再開しまして、
基本条例の改正箇所の抽出に入りたいと思います。山田議員が委員外議
員として御出席を希望されていますが、よろしいですね。（「はい」と
呼ぶ者あり）

（山田伸幸議員 着席）

宮本政志委員長 それでは、第13条、質疑について、改正の必要性等の御意
見をお願いいたします。

大井淳一郎委員 この条文につきましては、検証の中では、質疑の質を高める

べきだといった意見もあって不十分だとあったんですけども、文言については、改正の必要はないと考えます。

宮本政志委員長 今みらい21、大井委員から条文そのものは改正する箇所はありませんということですが、そのほかの方、御意見はございますか。

吉永美子議員 事務局に確認です。この「とどめます」というのは、やはり平仮名で記載するものなんですか。

中村議会事務局次長 確認します。恐らく平仮名で間違いないと思います。

中岡英二副委員長 創政会もこの第13条に関しての文言については、変える必要がないのではないかとということです。

宮本政志委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ただ今、吉永議員から、「とどめます」が平仮名であることについて質問がありました。後ほど事務局から見解が述べられます。もしかしたらこの第13条の「とどめます」については改正箇所になる可能性がありますので、また後で戻りましょう。それでは、第14条に入ります。第14条について御意見等はございますか。

大井淳一郎委員 これは第13条から続いているものなんですけれども、同様に運用上改めることはあるとは思いますが、条文は変える必要がないと考えます。

宮本政志委員長 今、大井委員がおっしゃるように、第36回の議会運営委員会の中では、活用方法に関してはいろいろな御意見が出ましたが、別段、改正の必要性等はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局、先ほどの第13条の吉永議員の見解について、分かったときにいつでも手を挙げてください。

中村議会事務局次長 先ほど申したとおり、平仮名で間違いありません。

宮本政志委員長 分かりました。それでは、第13条も第14条も改正箇所はございませんでした。続きまして、第15条、委員長報告について御意見等はございますか。

大井淳一郎委員 これにつきましても、検証の中では、委員長報告を簡略化し過ぎていないかという意見はございましたが、条文上は変える必要がないと考えます。

宮本政志委員長 そのほかはございますか。山田議員から、第36回議会運営委員会のときに、第14条と第15条の入替えが必要じゃないかという発言があったんです。委員長報告に対する質疑の条文の前に委員長報告が来るべきではないかという意味合いでした。山田議員、入れ替えたほうがいいかどうかははっきりと断言はされていませんでしたが、いかがですか。

山田伸幸議員 このままでいいです。

宮本政志委員長 そのほかに御意見はありますか。

大井淳一郎委員 これにつきましては、第13条と第14条が質疑という項目でくくられている関係がありますし、山田委員もこれでいいとおっしゃることもありますので、このままでよろしいと思います。

宮本政志委員長 そのほかの皆さん、御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは続きまして、第16条です。御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは続きまして、第17条につきましては、御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今は改正箇

所の抽出や必要性等を議論しています。言い忘れたり漏れていたりしたら前に戻ってもらっても結構です。それでは、続いて第18条です。評価は不十分ということで、検証はなかなか厳しい御意見ばかりでした。第18条についての御意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは続きまして、第19条、市民懇談会の実施についてです。

大井淳一郎委員 市民懇談会につきましては、検証の中で条文どおり実施しているという意見があり、今後の課題としては、議会から積極的に向向いていくようにすべきではないかという意見がございましたが、条文上の改正は必要ないと思います。

宮本政志委員長 そのほか、御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第20条です。こちらの検証結果は達成ということですね。こちらは条文どおり実施しております。第20条は、このままでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、次は第21条です。第21条についての改正の必要性等、御意見がございましたらお願いします。

吉永美子議員 委員会の運営について、創政会から「調査」を「調査等」という意見がありましたけど、これはよかったんでしょうか。

宮本政志委員長 第17条ですか。

吉永美子議員 そういう御提案があったと思います。第17条です。

中岡英二副委員長 この事務調査等というのは、審査に関わることで調査しなければいけないものが増えてきていると思いますので、「等」を入れたらいいと考えております。審査に関わるものが増えてきている。これだけではなくて、いろいろなものが増えてきているので「等」を入れたいと思います。

宮本政志委員長 いろいろなものが増えているじゃなくて、具体的に調査以外を機動的に実施する必要があるから「等」という文言を入れたほうがいいという説明じゃないといけません。「いろいろな物事が増えているので取りあえず入れる」では、論拠に乏しい。その辺り、藤岡議員はどうですか。（発言する者あり）この改正箇所について、少し時間が必要ということですので、暫時休憩します。

午後 1 時 1 3 分 休憩

午後 1 時 2 0 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。先ほど吉永議員から、第 17 条、委員会の運営について、「創政会から、「調査を」を「調査等を」としたらどうか」という意見があったという御指摘がありました。これに関して創政会の御意見をお聞きしたいんですけど、よろしいですか。

中岡英二副委員長 「等」を入れた理由としまして、議会運営委員会においては、議会の運営に関する事項等の調査をします。また、特別委員会においては、付議された事件の審査に関わる調査を行います。こういうものを含めて「等」を入れたほうがいいんじゃないのかという意見です。

宮本政志委員長 今、中岡副委員長から説明があったんですが、そのことについて御意見はありますか。

大井淳一郎委員 今の説明は、所管に関する事務の調査が議会運営委員会とか特別委員会とかに当てはまるのかということにもつながると思います。調べてみますと、地方自治法第 109 条第 2 項に、「常任委員会は、その部分に関する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。」と書いてあります。所管事務調査というのは常任

委員会にだけに当てはまるものですので、中岡副委員長が言われたように、議会運営委員会とか特別委員会とかは所管に関する事務の調査とは言えないので、やはり創政会の案で出されたように「等」を入れるべきだと思います。

宮本政志委員長 至誠一心会の笹木委員、いかがですか。

笹木慶之委員 大変紛らわしい判断になるわけです。先ほど大井委員からありましたが、この辺りのことを踏まえて考えれば、「等」を含めていいのではないかなと思います。

宮本政志委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。「調査等」に改正するということで、3会派は賛同という御意見です。改正案を今後の議会運営委員会で提案しますので、その改正案を提案するときまでに議長と事務局としっかりすり合わせして、今は「等」をつけたほうがいいという結論が出ていますけど、その整合性が取れて、妥当性がどうかも検討した上で改正案を提示していこうと思います。第17条については、もうよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第21条、公聴会及び参考人制度の活用です。御意見をお願いします。

大井淳一郎委員 第21条については、検証の中では私も含めて意見が出なかったんですが、よくよく見ますと、第21条は「議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して」となっております。これに対して、表題は「公聴会及び参考人制度の活用」となっておりますので、どちらがいいかなと考えたときに、条文に合わせて、「参考人及び公聴会制度の活用」としたほうがいいのか。実質的に当議会では参考人制度が中心になっておりますので、そちらを先にもって表題を変えたほうがいいかなと思いました。

宮本政志委員長　今の件は第３６回議会運営委員会の際に笹木委員から意見がありました。大井委員がおっしゃったのは、表題は公聴会が先ですけど、条文は参考人が先ですから、これはどちらかに合わせたほうがいいと。大井委員は、条文に合わせて、表題を「参考人制度及び公聴会の活用」と変更したらどうかという御意見です。事務局、今の大井委員の御指摘はどうか。第２１条、表題は公聴会と参考人制度で公聴会が先にきているよね。だけど、条文は参考人制度が先に来ていて、公聴会制度が後でしょう。だから、条文に合わせて、表題の公聴会と参考人制度を前後逆にしたほうがいいんじゃないかと。それについて、何か問題がありますか。

岡田議会事務局議事係長　今の点に関しまして、順番を変更されることに特段の問題はないものと考えます。

大井淳一郎委員　第２１条の条文は、「参考人制度及び公聴会制度を活用して」となっていますので、それに合わせる形で表題を「参考人及び公聴会制度」かな。

中村議会事務局次長　地方自治法もそうになっています。第何条だったか忘れましたが、公聴会及び参考人制度というふうに公聴会が先なので、基本条例も表題はそうして、中身だけひっくり返しているんじゃないですか。だから、中身はひっくり返していいんじゃないかという話です。

大井淳一郎委員　地方自治法のことまでは思い至りませんでした。法律に合わせないといけないというわけではないと思います。先ほど述べましたように、いろいろハードルがあることもあって公聴会の事例がないので、そのことからしても参考人を先に持って来ても問題ないかなと。これは議論しましょう。

笹木慶之委員　まず１点、これはどっちじゃないといけないというわけじゃな

いんだけど、第21条については見出しと条文の変更があるから、これは変えないといけないということですね。もう1点は、地方自治法第115条の2第1項に規定されておるといのは公聴会制度で、第2項が参考人制度となっているわけです。だからどっちでないといけないという意味ではないです。ただ、実用的に考えると、通常は参考人のほうが多いことは多いんだけど、どっちかにしておかないと、ばらばらじゃおかしいと思うんです。だから、法律の順番では公聴会、参考人となっているんだけど、それはいいんじゃないかということなんです。

宮本政志委員長 第21条が現状のままとしても、別に整合性が損なわれるわけではないんだけど、今、大井委員が言われた理由で、表題の順番を変えたほうがということなんですが、皆さんいかがですか。そちらのほうがよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、この第21条に関しては、表題を変えるようになりますね。これはまた改正案として提出させていただきます。続きまして、第22条、附属機関の設置についての御意見をお聞きます。

吉永美子議員 検証結果としては、附属機関を設置していないんですけど、できる規定であり、しなければならないという規定ではないので、条文的にはこのままでいいと思っています。

大井淳一郎委員 この附属機関については、国のほうは消極的ですけど、当時の制定委員会が附属機関の設置について積極的にできる規定を設けるべきだと判断されたということもありますので、事例はございませんが、吉永委員の言われるように規定は残すべきだと思います。

中岡英二副委員長 創政会としても、この第22条はこのままでいいと思います。

宮本政志委員長 至誠一心会もよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そ

れでは、第 22 条に関しては条文の改正の必要性はなしということで、次に行きましょう。第 23 条です。御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、第 23 条は改正の必要性等はないということです。続きまして、第 24 条、議会報告会の実施について、御意見等はございますか。条例は年 2 回以上、実施要綱では定例会ごととなっています。これは大井委員の御意見でしたね。そうすると、整合性をどう取るかによっては条文の改正の有無も少し関わってくるんですけど、その辺り御意見等はございますか。

大井淳一郎委員 今の運用は年 2 回以上で、実施要綱は定例会ごとなので 4 回になります。2 回以上ということは 4 回も含むので、整合性は取れているんです。今後、広聴特別委員会の中で話し合われると思います。実施要綱のとおりに行うならここも変える必要があるかなと思ったんだけど、今の時点では問題ないので、変える必要はないのかなと思います。運用はまた広聴特別委員会で話し合われたらよろしいかと思います。

宮本政志委員長 この実施要綱と条例の関係性から、条文の改正の必要性等について大井委員の意見がございました。ほかの委員の方も御意見等を言っていたらと思いますけど、創政会はいかがですか。

中岡英二副委員長 創政会としても、議員報告会を年 2 回以上すると条例の中で規定されていますので、議会報告会に関する実施要綱が 4 回となっておりますが、それは実施要綱の中でもう一度議論したらどうかと思います。

宮本政志委員長 至誠一心会さんもいいですか。ここの改正等は必要ないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第 24 条は改正の必要性はなしということですね。それでは第 25 条、情報の公開です。第 25 条について御意見をお願いします。こちら検証結果の評価は達成ということで、大体皆さん一緒でした。いかがですか。よろしいですか。（「はい」

と呼ぶ者あり）それでは、第25条に関しまして改正の必要性等はなしということで、続きまして第26条、議会広報の充実です。

大井淳一郎委員 議会広報の充実については、運用上の課題というか様々な意見を頂いているところですので、充実させる必要があると思いますが、条文上はこのままで結構だと思います。

宮本政志委員長 検証結果は、第1項に関してはある程度達成という評価でしたけど、第2項に関してはまだまだ不十分という評価でした。

山田伸幸議員 これは言ったかもしれないですけど、分かりやすく表現されているので、条例上はこのままでいいと思います。とはいえ、やはり広報特別委員会のほうで、自分たちが編集したものがいいかどうかを常に立ち返るような努力が必要であろうかと思います。広報紙はずっと出し続けています。編集も努力されているんですけど、この部分はどうなんですかね。分かりやすくというだけで全てを語っていいのかどうかという点ではいかがでしょうか。

宮本政志委員長 今は基本条例の改正の必要性等についての抽出作業中です。中身の活用方法について今後どうするかというのは、今日の議会運営委員会で議論することではありません。ただ、検証の際にもいろいろな意見が出た上で、不十分であるとか、あるいはある程度達成っていうところも多かったですので、今回の改正に伴ってどのように活用方法を改善していくかっていうのは議論していきましょう。今、山田議員は条文に関しては改正する必要ありませんという御意見を頂きました。ほかの委員の皆さん、どうですか。

吉永美子議員 創政会が一部を除くように出しておられませんでしたか。

宮本政志委員長 創政会、いかがですか。

中岡英二副委員長 会派の中では、「議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する」ことは分かりきったことなので、「議会としては分かりやすく情報を提供する」ということで十分ではないかという意見です。

宮本政志委員長 今の条例の「議会広報で公表する等、分かりやすく情報を提供します。」について、どこをどう削除するということですか。もう少し分かりやすく言ってください。

中岡英二副委員長 「議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する」とありますが、議案に対する公表というのはできていると思います。

宮本政志委員長 できているか、できていないかは関係ないです。この条文のどの部分を改正や削除ということですか。その箇所だけ言ってください。

中岡英二副委員長 「議案に対する各議員の対応を議会報告で公表する等」を削除してほしい。

宮本政志委員長 そうすると、創政会案としたら、第26条は「議会は、分かりやすく情報を提供します。」に改正したらどうかってことですね。

山田伸幸議員 ここは条例全体の肝になる部分だと考えております。というのも、これをつくるときに各地の広報紙を調べた上で、やはりこの議案に対する対応というのは一番大事な部分だということでここにわざわざ上げているんですよ。議会広報の役割の最大のポイントとして、その議案に対して議員がどういう対応を取ったかっていうのがなかったら、何もありになってしまって、何のために一々議案の審査が終わるたびに丸つけをしているかというのと、やっぱりこれをきちんとするためなんですよ。だから、これをのけるというのは考えられないです。その制定のときに携わった経験からしても、ここがあるからこそ、これを最初に持つ

てきているんですよ。

矢田松夫議員 議案についての賛否は公開するとなっているにもかかわらず、これを削除したら、市民に対してどんな手段によって公開していくのかと。その手段を明らかにしないままに削除ということにはならないと思います。逆に、例えばこういうふうにするという提案を出してくれたらいいんです。改正前の条例では公開しなさいよとなっていたけど、今回これをのけたら、いつ、どんな場所で、どういう手段を使って公開していくのかと。例を出してくれたらいい。

宮本政志委員長 今の山田議員と矢田議員からの意見に対して、創政会の２人からは何かありますか。そもそも第２６条の表題は、議会広報の充実です。ですから、「議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等」というところは、「等」なども含まれていますし、これは一番重要なところなので削除する必要はないと山田議員はおっしゃいました。矢田議員は、その前のことも踏まえて言われました。創政会から、何か御意見はありますか。みらい２１、至誠一心会もよろしいですよ。吉永議員もどうぞ。御意見があったら、挙手してください。

中岡英二副委員長 繰り返しになりますけども、これは議会広報の充実ということで、この「議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する」ということは既にできているということなので、「議会はそれを分かりやすく情報提供します」の中で含まれているんじゃないかと思います。

宮本政志委員長 いやいや、できているものを削除するんだったら、できている分は全部削除していかないといけないとなってしまう。創政会は、これを削除するべきだという案を出した。山田議員と矢田議員は、議会広報の充実と第２６条にうたっている以上、ここをなくすこの議会広報の充実が曖昧になるのではないかということで、削除したら駄目だと言われている。だから、「いやいや曖昧にはならないですよ」と。この部

分を削除しても、「議会は、分かりやすく情報提供します。」でも十分こうなりますから削除可能ですよと返さないといけないですね。できているからというのは駄目です。創政会、ほかに御意見はありませんか。難しいかな。至誠一心会でも、吉永議員でも、大井委員でもよろしいですけど、どう思われますか。

吉永美子議員 私は、このままでいいと思っています。創政会が削除するというお考えであれば、どういう意思なのか確認しなければならないと思って聞いただけなので、このままでいいと思っています。

大井淳一郎委員 恐らく中岡副委員長は、第16条に賛否の公開があるので、これがあるからいいんじゃないかということもあったんです。矢田議員が言われたんですけども、賛否を公開する手段の一形態としてここにあります。そのほかも含めて分かりやすく情報提供するためには、第26条については、今の皆さんの話を聞くと、私はこのまま残してもいいのではないかと思います。

宮本政志委員長 中岡副委員長、藤岡議員、創政会として、先ほど矢田委員が言われた第16条の賛否の公開について、それから、それまでの過程なども踏まえて議会広報の充実を図るべきだから削除してはいけない、改正するべきでないと言われているわけです。だから、削除するには、そういうところは違いますよ、削除しても大丈夫ですよという論拠を示していただかないと、ここを削除するという改正案に整合性が取れない。至誠一心会の笹木委員は、どうですか。

笹木慶之委員 ここは大変難しい部分もあります。全体的に考えたときに議会は議案に対する云々とかって言っているわけですが、それをのけながら全体的な情報提供という立場に立ってこの条文を読み込んだわけです。そういった意味合いで、いろいろな検討や研究をされていると、また、実践をしていると感じているので、大井委員や伊場委員あたりと同じ方

向性で賛成をしたという経緯があります。

宮本政志委員長 よく分からない。笹木委員、第26条、「議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等」を創政会は削除しようと。しかし、大井委員、吉永議員、山田議員、矢田議員に関しては、それぞれの理由でこの条文は改正するべきでない、つまり削除するべきでないとおっしゃっているんですよ。だからこのことについて、今の議論を踏まえて、至誠一心会の意見をお聞きしますということです。

笹木慶之委員 私のほうは先ほど第1項のほうで申し上げましたが、ある程度実践しているということになったわけです。ただ、第1項についてはそのようになっておりますが、問題は第2項だということになっております。それについては、今後についてもまだ不十分であるから、いろいろな形でしっかり対応していかなくちゃならないと思っておりますが、それを含めた中で議会広報の充実と捉えたわけです。（発言する者あり）取りあえず私たちはこれでいいだろうと思っています。

宮本政志委員長 そういうことですね。そうすると、創政会はこの文言を削除とおっしゃっていて、ほかの会派や議員はこのままでいい、改正する必要はないという御意見が出ています。創政会、どうですか。

藤岡修美議員 また第16条に戻るんですけれども、議案等における賛否はこれを原則公開しますと、賛否の公開をうたっています。この第26条で改めて議案に対する各委員の対応を議会広報等で公表するというのは、蛇足ではないかと。ここは議会広報の充実なので、それはいいのではないかと思います。

山田伸幸議員 これは蛇足じゃないんです。ここが議会広報紙の肝なんです。やっぱり議員の議決責任を明確に市民の前に示すという役割は、この議会広報紙にあるんだということなんです。当時、いろいろ取り寄せて

調べた中で、これを載せてないところと載せているところがあり、先進であるところは必ずというほど載せていました。議会改革が遅れているところではそういったものがなくて、ただ、一般質問ばかり、ひどいところは1人1ページくらいかけて30ページぐらいの広報紙をつくっていました。この議会広報というのは、あくまでも議会がどういう対応を取ったかというのを市民にお知らせするものなんですね。一般質問のことはそれぞれの議員が市民に向けてやればいいことであって、それをわざわざ広報でもやるまでもないという意見もあったりして、何が一番大事かという、やっぱり議決責任がどう果たされたのかを明確にする必要があるということで、ここにわざわざこういうふうにはっきりと書かれたんですよ。

矢田松夫議員 第16条では、議案等における賛否は原則公開すると。そして、公開する手段については、第26条で公開の手段は議会広報で公表すると。これを削除とすれば、どのような手段で公開していくのかということとを回答してくれということです。

中岡英二副委員長 この文言を削除するということは、議案に対する各議員の対応を議会報告会で公表することをやめるのではなくて、広報活動の中にはもちろんこれも含まれます。議案に関することもあるし、いろいろな委員会の視察等もありますから、これは当然含まれています。そうした中で、もっとシンプルに「議会は、分かりやすく情報を提供します。」という文言でも、この議案に対する各委員の対応も広報の中では当然公表されるべきと思います。だから、この公表自体を削除するというわけじゃないです。

宮本政志委員長 山田議員、矢田議員、今の答弁は答えになっていましたか。違いますよね。

矢田松夫議員 最初に聞いたのは、「分かりやすく」までを削除するというか

ら、議論が発展したということです。今言うと、削除するものじゃないと。要するに公表はしていきますよと。公表するのはどんな手段があるのかということを書いてくれないと。

宮本政志委員長　そうそう、矢田議員、そこです。例えば、ホームページで、議会だより以外でも公表しているじゃないですかなどです。つまり、この部分がなくなっても、条例第16条の賛否の原則公開が守られなくなることはないということの中岡副委員長は言えばよかったってことです。

山田伸幸議員　ホームページ等で公開するというのもあるし、今もしております。しかしながら、そういう手段を持たない多くの人はどうするのかという話になるんです。なぜここにわざわざこの議会広報の充実を真っ先に持ってきたかというのは、先ほど言ったように、議員の議決責任を重視したということが最大のポイントなんです。やっぱりそれをここできちんと書くことによって、あと、その他の委員会についても委員会の審査内容を詳しく出そうというのが私たちの広報の充実として目指した方向なんですね。その肝の部分としてここがあるんですよ。わざわざここに起こしているのは、それを理解していただきたいですね。

宮本政志委員長　創政会、どうですか。休憩を入れましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）暫時休憩しましょう。

午後 1 時 5 5 分　休憩

午後 2 時 1 2 分　再開

宮本政志委員長　それでは、委員会を再開します。休憩前で、議会広報の充実、第26条の議論の途中で休憩に入りました。これについて、先ほどから創政会は、「議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する」という

ところはもう削除して「議会は、分かりやすく情報を提供します。」と改正したらどうかという議論があります。皆さん、どなたか御意見はございますか。

吉永美子議員 まずもって、この条例がなぜ「ですます調」になっているかということです。そこのところからまず始まったとき、やはり市民に対してという思いで出すものだから、ですます調がいいとなったと理解しているんです。その観点から見ても、やはりより丁寧で分かりやすいほうがいいと思いますから、こういうふうに公表するなど分かりやすくさせていただきますというところで、これはあって邪魔になるものではないと思います。あるほうが、より市民に対して分かりやすいと思います。

笹木慶之委員 ここに感じる部分も実はあるんですが、しかし、議会広報の充実というところの中で、あえて議案に対するこうこうと言って、公表に対する等というところをのけて分かりやすく情報提供しますという表現を思ったわけですね。それを考えていくときにもう一つ振り返ってみたいことは、実は、議会広聴の充実と同じ見出しになっているんですよ。議会広報と議会広聴ね。これの兼ね合いというのはどのように考えたらいいのかな。問題を振り返ってみますと、第23条の議会広聴の充実というのは、「議会は多様な広聴手段を活用することによって、市民の意見を把握し、市政に反映させるためという議会広聴活動に努めます」となっていて、片方動いているわけね。ただ、そこで今言ったように、第26条に振り返ってみると、さっきあったように広く、いわゆる分かりやすく情報を提供しますという形で門戸を開いているんだけど、あえて議案に対する云々と表現しているのはいかがなものかなと実は思うわけです。どのように考えたらいいのかちょっとよく分からなくなったが、どうでしょうかね。（発言する者あり）もっと幅広く門戸を開くべきじゃないかということです。

宮本政志委員長 笹木委員が言われたとおり、第23条は広聴の充実ですね。

「多様な広聴手段を活用することにより」と。そうすると、第26条の議論の中では議会だよりという一つのツールで云々というところに何か重きが置かれているように思えますね。笹木委員の意見を聞いていると、そもそも議会広報の充実とは議会だよりだけじゃないですね。議会だよりも含めた広報そのものを充実させていくということを前提に条例はできていますよね。今、そのことを言われたわけですね。（うなづく者あり）そうすると、そういったツールの充実も含めれば、創政会としたら、議会広報の充実というのは、議会だよりとかも含めて具体的なことはもう既にやっているから、やっていることも踏まえて議会だよりに重きを置くようなところは削除していこうということなのかな。それを今、笹木委員は言っているんですか。（うなづく者あり）ということは、笹木委員、議会広聴の第23条は、「多様な広聴手段を活用することにより」となっていて、こういう文言を議会広報の充実にも当てはめたほうがいいんじゃないかということですか。

大井淳一郎委員 第23条第1項と第26条第2項が対応しております。ですから、第26条第1項に多様な広聴手段と入れるのは少しどうかと思います。

宮本政志委員長 いやいや、違います。多様な広聴手段を活用することによりというような、第26条に沿った文言を入れたほうが良いと聞こえたわけですね。

大井淳一郎委員 そうです。第23条第1項と第26条第2項が対応しているんですよ。だから、今言われるように、議会広報は議会だよりだけではないと想定すると、第26条第1項を削ることもあり得るかなと。第23条と第26条をパラレルと考えて、もちろん第26条第2項はそのままじゃなくてもうちちょっといろいろ考えたりして改正すると。それも一つではないかと思います。

宮本政志委員長　なるほど、しっくり来ますね。

大井淳一郎委員　第26条第1項で、制定特別委員会が鋭意努力してつくられた背景には、当時はまだSNSもなかった時代ですので、やはり、まず何が第一義的かということは議会広報紙だと。その中で一番肝はここだということで山田委員も言われていると思います。今はもう発展しているし、議会広報紙もまた一つのツールとして重要であることには変わりありませんので、第23条との平行と考えるならば、第1項を削るのもいいかなと思いました。

吉永美子議員　特別委員会として、広聴特別委員会と広報特別委員会があります。広聴特別委員会が主体的に行っていることが第24条に出てきているわけです。議会報告会の実施です。広聴特別委員会という書き方はしておりませんが、そうになっています。そうなってくると、広報特別委員会の存在の部分が広聴特別委員会よりも薄くなるように感じられて、広報特別委員会が一生懸命議会だよりをつくっておられるという点を考えていくと、あえて条文を消すことまではしなくていいのではないかと思います。

宮本政志委員長　先ほどの笹木委員の意見を聞くと、第26条については、ツールの一つである議会だより、つまり広報紙に重きを置いて、あまりにもそれを中心に議論していたなと思ったんです。条例は広報紙のことを規定しているわけじゃなくて、あくまでも議会広報の充実なんです。広報紙の充実じゃないので、議論をもう少し広げて、広報そのものだと、笹木委員の意見を聞いて思ったんですよ。そうすると、第23条、議会広聴の充実も踏まえて、逆に第1項は必要ないんじゃないのかという大井委員の御意見は、腑に落ちると思ったんです。公平中立な立場ですから、それがどうこうは言いませんけど、腑に落ちたんです。だけど、吉永議員は、広報と広聴で、広聴関係は議会報告会の実施がある。第26条第1項がなくなってしまうと、広報関係の主である議会だよりが云々とお

っしやった。しかし、広報紙、議会だよりに固執した議論というのは、少しどうかなと、本筋からそれていないかと思っています。

山田伸幸議員 条例の中に議会だよりということが出てきていないんですよ。

当初つくったときに入れていなかったのは、やっぱりこの議会広報の充実でも議会だよりを前提に考えてきているんですよ。分かりますか。そういうふうに議論が進んでいくとなると、議会だよりという項をもう一つ起こさざるを得なくなってしまうんです。そこまでするかどうかですよ。

宮本政志委員長 起こさざるを得ないというのは、どういうことですか。

山田伸幸議員 起こさざるを得なくなる。議会だよりのことを議論するのであれば、議会だよりを発行するかどうかという規定がないんですよ。だけど、今やっているんですよ。

宮本政志委員長 議会広報の手段の一つとして、ツールとして議会だよりを発行していますよね。

山田伸幸議員 議会だよりは広報のツールの一つではあるのだけれど、大変重視して予算もすごくかけてやってきているわけですよ。それをたくさんの市民が見られて、今、市政で何が問題になっているのかということが、ある程度読んでおられる方には分かってきていると。以前より格段に読まれているんじゃないかと思っています。これを当時欠いてしまったのか、この議会広報が議会だよりのこととして判断してこういう条文にしたか——広報というのは議会だよりのことを包含してやってきたと改めて思ったところですよ。だから、それを蒸し返して議会だよりをここにわざわざ起こさざるを得なくなるようなことまではする必要がないかな。逆に、予算的なことを考えたら、議会だよりの発行ということを改めて起こしたほうがいいのかという点でいうと、検討が必要になってき

たと思いました。

宮本政志委員長　話がそれるかもしれませんが、第26条について、今日議論が始まってから、途中で議会広聴の充実の第23条の件を笹木委員が言われて、改めて納得しました。今日は、議会広報の充実なのに、一つのツールである議会だよりを論点に議論をしていたと思います。それはいけないなと。創政会の意見としては、つまり議会だより以外にもたくさんツールがあって、もっともっと広報を充実させていくことを考えればということで、「議会は、分かりやすく情報提供します。」に第1項を改正したらいいんじゃないかと言われ、大井委員からは、そもそも第23条も踏まえれば、もう第1項は必要ないという意見が出てきたわけです。その辺りも踏まえていろいろ御意見を深く議論頂きたいです。

大井淳一郎委員　議会基本条例制定特別委員会が立ち上がって、これを制定したときは、この第26条第1項は議会広報の最も重要な手段として必要性があったと思います。ところが時代が進んで、それに限らずいろいろな手段が出てきたと。そのことを踏まえるならば、別に議会広報紙、議会だよりをやめるという意味ではなく、それも含めた多様な広報手段の活用でという意味で第1項を削除すると。ただ、分かりやすく情報を提供するというフレーズを第2項に盛り込んで残したらいいんじゃないかという考えです。

山田伸幸議員　この問題について、持ち帰って協議したいんですけど、まだこの場でやりますか。

宮本政志委員長　このまま継続します。持ち帰ってと言われましたが、案をつくるに当たっては、先ほど、議長に相談して、事務局と精査した上で改正案を御提示すると言いました。その改正案を提示するに当たっては、これまでの基本条例の検証を踏まえて、改正の必要性等を抽出しないと案が示せません。今日は皆さん、各政党会派や会派の代表として来てお

られますので、持ち帰らずとも、ここにいらっしゃる皆さんに政党会派あるいは会派の代表者として判断していただきたいです。持ち帰って議論してもらうことは、今のところ考えておりません。

山田伸幸議員 先ほど言いましたけれど、議会だよりには、今、たくさんの予算を費やして発行しているわけですけど、その元となる条例が何かあるんでしょうか。

宮本政志委員長 ありません。逆に、先ほど大井委員が言われた、第2項に第1項の「分かりやすく情報を提供します」という旨の文言を付け加えてこの第2項で考えたときに、果たして議会だよりの発行そのものに悪い影響が出るのであれば、それを具体的にお示しいただいて、第1項は廃止するべきではないという御意見を頂きたいんですよ。別にこれは議会だよりに影響しないでしょう。

山田伸幸議員 私が言ったのは、やはり予算を執行するに当たってはその根拠が必要なわけですよ。例えば、議会だよりは年間数百万円をかけているわけです。だから、その根拠となるものが要ると。今まで通例でやってきたからではいけないように思うんですけど、どうなんでしょう。

宮本政志委員長 違います。今の山田議員の意見でしたら、第1項を削除してしまうと議会だよりがなくなってしまう。そうすると、予算に関係してくるというように聞こえるんだけど、議会だよりがなくなるわけじゃないでしょう。

山田伸幸議員 そうではなくて、過去に遡ってでも、議会だよりを発行し続けてきた根拠を改めて明確にしておく必要が出てきたんじゃないかと思うんです。

大井淳一郎委員 議会基本条例があるから議会だよりを発行しているわけじゃ

ないと思います。編集規程があるかどうか分かりませんが、少なくとも予算は必要性があるから毎年計上してやっておりますし、議会基本条例が制定される以前からも議会広報紙をつくっていますので、そこまで議会だよりの条項を新設してまで残すというのは、今までの議論を聞く中ではどうかと思うんです。

宮本政志委員長 創政会から案を出されたので、中岡副委員長に頑張ってほしいんですけど、どうですか。

中岡英二副委員長 この第26条について、先ほどから大井委員も言われたように、第2項の文言と多少重なっているところがあると思います。さっきは「議案に対する各議員の対応を議会報告会で公表する」を削除してもいいんじゃないかということを行いましたけど、この第2項等の関連からして、第1項自体も、この第2項と重なったところがあると思います。第1項をなくして、第2項だけにしてもいいんじゃないかと思います。先ほどから山田議員が言われるとおり、広報紙は広報活動の重要な一つだと思うんですよ。今までよりも広報活動が充実したものにしていくのも必要だと思います。今、インスタグラムもFM等も行っており、情報技術の発展を踏まえた広報をやっていると思います。そういうところも同時に充実していくことが必要じゃないかと思います。第1項をなくして、第2項だけにしていんじゃないかと思います。

宮本政志委員長 大井委員は、分かりやすく情報提供する旨の文言を第2項に付け加えればいいのかという一つの案を提示されたんですけど、その辺りはどう思われますか。

中岡英二副委員長 私は、第2項はこのままでもいいと思います。

宮本政志委員長 分かりやすく情報提供しますとは付け加えずに、第2項はもうそのままですね。

中岡英二副委員長　それでいいんじゃないかなと。今聞いて、意見はちょっと変わったんですけど、これは私個人の意見ですから。創政会として話し合っていないものですから。

宮本政志委員長　先ほど言いましたように、別に持ち帰らなくても創政会の代表として出ていらっしゃいますから、意見を言われてよろしいですよ。笹木委員はどう思われますか。

笹木慶之委員　またあえて言ってもいけませんが、もともとの議会広報の充実という項目の中で、この解説を見てみますと、議会の広報紙においてさらに分かりやすく親しみやすいものと書いてあるわけ。もともと文言はこれを前提とした議会広報の充実を捉えているわけですよ。しかし、社会は動いていると。新たなものをもう手がけているので、それだけにこだわるのではなく、幅広く分かりやすく情報提供しようじゃないかということが前提に動いたわけです。だから、さっき藤岡議員からあったように、裏を読んでいるという意味合いも含めての話になるんだけど、それはむしろ要らないんじゃないかという意味合いです。もともとの原点は何かといたら、議案に対する議員の賛否を明らかにすることを述べていますということを行っているわけ。だから、それは要らないんじゃないかと。そういう方向性は違うよとあえて言いたいわけです。だから、前回のスタンスはそういう意見だったということです。

宮本政志委員長　そうすると、大井委員の意見、第1項、分かりやすく情報を提供しますというのは、一つに統合すれば第2項ではなくなるんだけど、現第2項に関しては最後の「市政に関心を持つよう議会広報活動に努め、分かりやすく情報提供します」のような形で、分かりやすく情報提供しますとやはり付け加えたほうが良いということですか。

笹木慶之委員　それでもいいわけです。

宮本政志委員長　今の御意見はそう取れますね。そうすると、みらい21と一緒にですね。

笹木慶之委員　そういうことです。

宮本政志委員長　先ほど、笹木委員や大井委員が言われたところだと思いますよ。広報活動イコール広報紙、議会だよりだけじゃなくて、今よりもまだたくさんの方の広報手段を活用することは可能ですし、していかなければならないでしょう。この議会広報を充実させていくということでいけば、大井委員や笹木委員が言われるように、別段この第1項がなくなって、その代わり今の第2項に分かりやすく情報は提供していくという文言が加わったところで、議会だより、広報が衰退していったり、なくなったりしていくというわけじゃないです。議会だよりもどうやって充実させるかと考えればいいという宿題がただ残るだけです。その辺りで行くと、先ほど創政会は、第1項そのものが要らないと言っていたけど、別段この文言が入っても問題ないわけでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）そうすると、創政会もみらい21も至誠一心会もそういう形ですね。分かりました。吉永議員、山田議員、矢田議員、今の議論で行くと、第1項をなくして、項ずれになる。第2項がくっついて、第1項はそのままになるか、分かりやすく情報提供する旨の文言を加えるのかは、また案をつくるときに案を提示するようになります。

吉永美子議員　私は、議会広報が議会広報紙だけじゃないことはよく存じているつもりなんですけども、これまではこんな議論は出てこなかったわけです。創政会が言わないから、これでいいんですかと言ったら、今度は議論になって、言わなきゃよかったと思っています。皆さんの言うことを合わせて考えていくと、二つを一つにするのであれば、「議会は、独自の視点で分かりやすく情報提供するとともに情報技術の発展を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関

心を持つよう議会広報活動に努めます。」などの形で、まず情報提供してから皆さんが関心を持つよう努めますというのが流れではないかなと思います。先進地である栗山町の場合で言うと、「議会独自の視点から常に町民に対して周知するよう努めるものとする」と。その前に、「議会は、調整に係る重要な情報を議会独自の視点から常に町民に対して周知するよう努めるものとする」と。その後第2項で、「議会は、情報技術の発展を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする」となっているんですよ。だから、これを見て思ったのは、議会だからこそできる視点で情報提供をしていくよと。そして、皆さんから関心を持っていただくような広報活動に努めてまいりますという流れが自然だと思いました。

宮本政志委員長 情報提供が先に来ないといけないと。これが重要ですよとおっしゃったんですよ。

吉永美子議員 先ほど山田議員が言われましたけども、この大事なところだと言われた議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等があるわけですが、これがまさに議会だからこそやっていることで、独自の視点でやることが可能だと栗山町を見て思ったので申し上げたところです。独自の視点で分かりやすく情報提供するとともに云々となげていくやり方もあるのではないかという御提案でした。

宮本政志委員長 そうすると、論点が二つあって、一つ目が議案に対する各議員の対応を独自の視点という形で文言を残しておこうと、情報を提供するんですよっていうのをまず先にきちとうたって、そして、第2項につながっていくと。最後は議会広報活動に努めますという形で吉永議員は意見を言われたんですよ。だから、この独自の視点という文言を付け加えていくか、あるいはもう議案に対する各議員の対応とかいうこの第1項そのものがなくなって、独自の視点というそれを想像させるよう

な文言も要りませんというのか。あるいは、二つ目の論点は「情報提供します」を先に持ってくるか、後に持ってくるかですよね。ここで暫時休憩します。

午後 2 時 4 5 分 休憩

午後 3 時 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。先ほどから、第 26 条、議会広報の充実についていろいろな議論がございまして、改正の必要性等を踏まえて私のほうで少しまとめて案をつくってみましたので読み上げます。「議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、議会独自の視点から分かりやすく情報を提供し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。」。先ほどからの議論を踏まえて示してみたいんですけど、御意見はございますか。

山田伸幸議員 2 点あります。1 点目は、「議会独自の視点から」というのが、どういった意味合いを持つのかというのが非常に分かりにくいと思います。これがなくても前後の意味は通じると思います。2 点目は、議会広報の充実の中にぜひ議会広報紙を発行するという一文が必要ではないかということです。現在、議会広報紙、議会だよりを発行しておりますが、条例的、裏づけあるいは要綱による裏づけもないまま行われておりますので、ここに条文化するのが適當ではないかなということで提案をするものです。

宮本政志委員長 それでは、一つずついきましょう。まず一つ目は、「議会独自の視点」は非常に分かりにくいので削除してもいいのではないかといい御意見ですね。そうすると、少し文言を変える必要が出てくるかもしれません。「議会独自の視点から」の削除についてどう思われますか。

吉永美子議員 言った立場ですからなおさらなんですけど、市執行部ではなく、市民の代表者である議員が集まった議会だからこそその視点を持って情報が提供できるのではないかと。市とは違うというところで、いい意味で区別することにはなると思います。

宮本政志委員長 山田議員は、分かりにくいからこの文言を削除したらどうかという御意見でした。それに対して、吉永議員が御意見を言われました。特に3会派の委員の方、御意見はございませんか。

大井淳一郎委員 「議会独自の視点」というのは、議会広報紙にもありますように、ある議案がどのようなプロセスを経て決まったのか、あるいは、どのような意見が出たのか、討論があれば、どのような理由で賛成したか、反対したかなどです。そういったものと同様のことを議会報告会、議会カフェでもやっておりますし、モニターなどからも意見を聞いているので、議会独自の視点というものは、市とは別の観点、視点があり得ると思っております。

山田伸幸議員 冒頭で「議会は」と書かれていますので、これはもう議会のやることだとはっきりと示されているので、それを繰り返すことはないんじゃないかと思います。

吉永美子議員 それを言われるのであれば、独自の視点とすればいいと思います。

宮本政志委員長 そうですね。私もそう思いました。創政会はどうですか。

中岡英二副委員長 この独自の視点というのは、議会広報紙の中でもいろいろな場面があると思うんですよ。3月、6月、9月、12月の定例会の中でもいろいろな視点があり、決算にしても、予算にしても視点が変わると思っていますので、その独自の捉え方をしていって広報を充実していく。

いろいろな場面で広報特別委員会の中で独自の捉え方をしていって、そういうものを載せていけばいいと思います。

宮本政志委員長　だから議会独自の視点からということで、「独自の視点から」を付け加えることが必要ということですね。至誠一心会の笹木委員はどうですか。

笹木慶之委員　先ほど申し上げたように、この解説の中に書いてあるように、議会の広報紙ということについていろいろ述べてありますが、そのこと自体が状況の変化によって、言わば多様化していると。それを含めた中で、やはり分かりやすく情報提供しようということになったことだろうと思います。したがって、先ほど条文の整理がありましたが、「議会独自の視点から分かりやすく情報を提供し」という目的の定め方は、きちんとしているんじゃないかと思います。しかし、そこであえてこだわるならば、議会独自の視点からというのがなくても、分かりやすくということにつなげていってもいいんじゃないかな。

宮本政志委員長　よく分かりません。今の論点は、「議会独自の視点から」という文言を盛り込んでいこうという意見が多い。ただし、冒頭で「議会は」とうたってあるんだから、「独自の視点から」だけでもよいんじゃないかということです。

笹木慶之委員　だから、さっきあったように、「議会は」という文言が最初に出ているからいいんだけど、その中でこだわった方が「議会独自の視点」ということを言われるんだったら、それを取るとすれば、「分かりやすく情報提供し」ということになってくるんじゃないかなと。私自身は、この文言の「議会独自の視点から」は大変いいと思います。

宮本政志委員長　そのままでいいということですか。なくてもいいということですか。「議会」は絶対にあるべきということですか。それとも、「独

自の視点から分かりやすく情報提供し」だけでもいいということですか。

笹木慶之委員　なくてもいいです。

宮本政志委員長　なくても大丈夫ね。そうすると、至誠一心会としては、ここは必ずというこだわりではないと。あったほうがいいが、別になくても大丈夫と。そうすると、創政会とみらい21は、「独自の視点から分かりやすく情報を提供し」ということで、意見がまとまっているようですね。先ほど山田議員が言われた二つのうちの1点目、ここに関しては、「議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、独自の視点から分かりやすく情報を提供し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます」という改正の抽出の仕方ということによろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）2点目は、第26条、議会広報の充実の中に、議会だよりについて条文化するべきだと意見を言われたわけです。この点について、皆さんはどう思われますか。山田議員に、第2項で具体的にどういう形の条文を入れるのかも聞きしたいんだけど、そもそもこの議会だよりという文言をここに入れ込んだほうがいいかどうかについて、皆さんに御意見をお聞きしたいです。

山田伸幸議員　「議会は、議会広報充実のため、広報紙を発行します。」。

宮本政志委員長　それは第2項ですか。

山田伸幸議員　第2項です。

宮本政志委員長　今、山田議員から第2項の案の提示がありました。どう思われますか。御意見はございますか。

吉永美子議員　議会広報紙が大変重要だというのはもちろん分かっているんで

すけども、今、広報特別委員会が議会だより以外にいろいろなことにチャレンジをしておられます。そうすると、そのチャレンジされているところは載せなくていいのかっていうことになるので、あえて第2項で規定する必要はないのではないかと思います。

藤岡修美議員 多様な広報手段の中に議会広報紙も入ると思うので、あえて第2項で入れる必要はないと考えます。

大井淳一郎委員 同様に考えます。第2項に広報手段を入れるのは、ちょっとどうかなと。どうしても入れるなら、第1項に入れなければ意味がないと思います。

笹木慶之委員 先ほど申し上げましたように、後退するような表現をするのではなく、「多様な」という形の中でくくって新しいものにチャレンジするという形でまとめたほうがいいんじゃないかと思います。

宮本政志委員長 山田議員、皆さんの御意見をお聞きすると、先ほどおっしゃった議会だよりの関係を第2項に盛り込むということは、皆さんからは否定的な御意見があります。

山田伸幸議員 予算上の執行の裏づけを先ほどから言っているんですけど、必要ないという考え方なんですか。

宮本政志委員長 事務局に確認します。この条例に議会だよりが明文化されていない状態で予算執行していますけど、これは問題ないと思っています。これについてどうですか。

石田議会事務局長 必ずしも条例に規定がないと予算執行できないわけではありません。先ほど委員長も言われましたように、条例で定められてない事項で予算執行している例はございます。

宮本政志委員長　そうですね。山田議員、どうですか。

山田伸幸議員　私たちは予算執行する議会です。その裏づけがないというのは、
どうでしょうか。今までよくこれでできてきたなという反省も含めて、
やはりほかのものと一緒くたにはできないと思っています。ここは議会
広報紙を発行するということが、どうしても欠かせないと思います。

宮本政志委員長　いやいや、山田議員、それはおかしい。今、山田議員は瑕疵^{かし}があるという前提で物事をおっしゃる。ほかのものとは違ってとは、ほかのものは瑕疵^{かし}があってもいいけど、これは瑕疵^{かし}があってはいけないと受け止められる。だから、先ほど予算執行していくのにこれを条例で明文化しないと問題があるんじゃないですかという御意見で、事務局の見解を聞いてみたら、事務局も問題はありませんということだったんです。

山田伸幸議員　条例の裏づけがなくても要綱で出されてきたものはたくさんあります。それは知っています。しかし、条例もなく、要綱もなく執行されている例はあるんですか。

宮本政志委員長　どうということですか。

山田伸幸議員　例えば、市民への給付するもので、要綱によって出されるものはたくさんあります。例えば、住宅リフォーム助成制度も要綱でされている。ほかにもそういう例はあろうかと思います。ですから、これがこの多様な広報活動の中に列記してあるのならいいですけど、多様なということにくくるのはいかなものかと思います。なぜこの基本条例に当てはめることが必要かというと、議会の基本的な方向性を定めるために議会基本条例は設けられています。その中の重要なツールの一つとして広報紙である議会だよりは使われてきました。現にそれを全世帯に向けて出されてきたわけです。それが今まで要綱も条例もない中で行われて

きた。（発言する者あり）広報紙等と言ったら一くくりになってしまいうんですけど、それはおかしいんじゃないかと思っています。

宮本政志委員長 先ほどから予算のことを言われていますけど、少し予算から論点がずれたのかな。ただ、多様な広報手段の多様というのを具体的に、広報紙とかホームページとかXとか、いろいろなことを盛り込まないといけないというのではなく、議会だより、広報紙だけは多様な広報手段としてはいけないというのと、整合性が取れないと思うんですよ。先ほどは予算の件から入られたけど、予算の件以外で論点整理していくと、ほかの皆さんは、この条文に議会だよりを入れる必要はないと判断されましたよ。だから、今度は予算のことを山田議員は問題視された。でも、予算は別段、条文に入れ込まなくても問題ないということです。この先の持って行き方が難しいですね。もう皆さんは必要ないとおっしゃっています。

笹木慶之委員 議会だよりにこだわっておられるようですが、予算の組み方で言うと議会活動費なんですよ。議会の広報費で費目がありますから、予算は組めます。だから、要綱があるとかないとかいうことじゃなくて、費目があって、その費目の中の項目の中にいろいろなメニューが入ってくるから、広報紙に限定して物を言うものではないんじゃないかと思います。

中村議会事務局次長 他市議会の基本条例を見ているんですけども、防府市議会は、第7条に情報提供というところがあります。読み上げます。「議会は、議会広報紙、インターネットその他の広報媒体の活用、講座又は議会報告会の開催等により、議会活動に関する情報を積極的に発信しなければなりません。」となっています。さっき山田議員がおっしゃったように入れるということであれば、本市議会もこういう書きぶりをするかどうか。今は要らないという話ですけど、他市の例を今申し上げたことにより委員の意見が変わる可能性もあるので、申し上げました。防府

市議会では議会広報紙のことが条例にあるので、それに基づいた要綱をつくっています。

宮本政志委員長　今の事務局からの他市の例も踏まえて、御意見はございますか。盛り込むと、恐らくそれが最優先的なものになるんじゃないかと思うんです。先ほど広報紙とホームページというのが具体的に出ていたね。そうすると、それをまず前提にということになるでしょうから。そういった意味でも、この条文の多様な広報手段というところに、議会だよりを盛り込むのはどうですか。山田議員、どうですか。皆さんは必要ないという結論をおっしゃっているんですけどね。予算の面はもうよろしいですか。（発言する者あり）他の皆さん、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしますと、第26条は先ほど読み上げましたが、「議会独自の視点から」の「議会」を外して、「独自の視点から分かりやすく情報を提供し」という文言ですね。これを第26条の改正案をつくる際の参考にしたいと思いますけど、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、第26条は終わりました、第27条に入りましょう。政治倫理についてです。御意見等はございますか。

中岡英二副委員長　創政会としては、第27条の「品位を保持し、識見を養うよう努め」というところはのけてもいいんじゃないかと思います。その上で「倫理である政治倫理を常に自覚し、それに基づいて行動しなければなりません」という文言に変えてもいいのではないかという意見です。なぜかという、品位を保持し、識見を養うというのはすごく分かりにくいことであり、一般的なモラルとは違うものだと思いますので、削除してもいいのではないかということです。

宮本政志委員長　もう一度言ってください。第1項全て削除ではなかったですね。

中岡英二副委員長　全てではないです。読みます。「議員は、市民の代表とし

ての倫理である政治倫理を常に自覚し、それに基づいて行動しなければなりません。」と変えたほうがいいんじゃないかと言いました。

宮本政志委員長 皆さん、創政会案を書き留めることはできましたか。政治倫理条例のことはもうそのまま残して、第1項をこういうふうにしようということですね。皆さん、どうですか。

矢田松夫議員 先ほどの第26条と同様、第27条についても現行のままでいいと。何ら変えることはないということです。第26条は皆さん方の意見で修正が通りましたが、第27条については、ただ分かりにくいという表現だけで変えることはない。このまま、政治倫理については、まさにこれでいいんじゃないかと思います。

宮本政志委員長 そのほかの委員の方、御意見はございますか。今、創政会からは改正が必要であると。こういうふうに改正したほうがいいと言われました。矢田議員からは、改正する必要はないという御意見が出ていますが、いかがですか。

吉永美子議員 私の聞き違いでなければ、先ほど中岡副委員長から「品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない」が分かりにくいと言われたように思うんです。これは表現的にはとても分かりやすいと思います。ですので、これをわざわざ外す必要性が分かりません。

宮本政志委員長 今、矢田議員も吉永議員も別に分かりにくいわけじゃないですよっておっしゃった。中岡副委員長、この「品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない」の具体的にどこがどう分かりにくいのか、皆さんに分かりやすく説明してください。

中岡英二副委員長 これを読みますと、一般的なモラルとこの政治倫理という議員としてのモラルは多少違うと思うんです。品位を保持し、識見を養

う辺は、一般的なものと違うから少し分かりにくいんじゃないかと感じて、ここを外すべきではないかと思います。

矢田松夫議員 そうなると、政治倫理に対する議員の責務はどうなるんですか。ここではっきり明示すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。削除すると、あやふやとは言いませんが、目的がはっきりしなくなるということなんです。政治倫理に対する議員としての責務はどうするんですか。はっきりここで明示しないといけないでしょう。削除することによって、議員の政治倫理に対することが非常にあやふやになってくると思います。

中岡英二副委員長 これは政治倫理全体を否定するものではないし、「議員は、市民の代表としての倫理である政治倫理を常に自覚し」というところでもう十分足りているんじゃないかと思います。品位を保持し、識見を養うよう努めると。こうしたものがあるから一般的なモラルと混同されるので、これを外すことで、政治倫理、つまり議員としての責務に基づいて行動しなければなりませんと——これで議員としての責務というのが十分果たせるんじゃないですか。

宮本政志委員長 そうすると、責務をわざわざ明示する必要もないし、明示しなくてもその責務が曖昧になるということもないという説明ですね。

藤岡修美議員 もともこの政治倫理は、議員が政治上の立場を利用して収賄等々、そういう事件が発生した中で出てきたと思うんですよ。問題となっている「議員の品位を保持し、識見を養うように努め」というのは、政治家云々よりも個人としてのモラルを捉えているように感じます。本市議会でいろいろ政治倫理審査会があったんですけど、議員が政治的立場を利用したという政治倫理の問題ではなくて、個人の活動における品位とか識見等々を訴えるというか、政治倫理がそういった面での捉え方をされました。あくまでも政治倫理なので、そこは個人のモラルと政治倫理を分けるという意味での中岡副委員長の修正案だと思います。

大井淳一郎委員 創政会から出された改正案になると、「市民の代表者として、その倫理である政治倫理を常に自覚し、それに基づいて行動しなければなりません。」ですけど、今度は逆に政治倫理とは何だということになるので、ここが難しいところなんです。私も政治倫理と一般的な倫理は異なると思っておりますが、政治倫理はいわゆる職業倫理であります。私は司法書士をしており、品位保持義務などがあります。なかなかこの辺の品位保持、識見を養うというところを削っていいのかというのは、少しためらいがあるところでございます。

山田伸幸議員 政治倫理については、私も何度も問われて、一番思っているのは、曖昧な表現は絶対よくないということです。曖昧な表現だから、どちらとも取れると。やっぱりこれは政治倫理条例そのものが問題だと思っています。条例というのは曖昧な表現をなくしておかないと誤解されるので、どちらでも取れるような判断が下されるような条例であってはならない。政治的倫理を保持しなければならない。形できちんとしておかないと。何を問題視するのか、全然政治的なことと関係ないことで議会基本条例違反だという形に持っていくこともできるわけです。だから、そこははっきりと制限列記や制限的な表現にしておくことが最大限求められる部分だと思います。

宮本政志委員長 第２７条をこういうふうに変更すべきとおっしゃったのか、それとも、第２７条に関しては改正する必要はなく、第２項の政治倫理条例を今後改正していくべきだとおっしゃったのか、どちらで受け止めたらいいですか。

山田伸幸議員 品位を保持し、識見を養うということ自体が、品位とは何ぞやということになるんですよ。ですから、ある人が見たらそれは品位がない、ほかの人が見たら品位は十分あるという形ではよくないんじゃないかと思っています。だから、そこは明確に示しておく必要があると思い

ます。

宮本政志委員長 例えば、明確とはどういうことですか。

山田伸幸議員 政治的な立場を利用したということがきちんと条文に書かれていることが必要だと思います。

笹木慶之委員 政治倫理の基本的な問題にこの難しい問題が関わってくるわけですが、ややもすると、そこで非常に抽象的な表現で惑わしいものになってくる。それについては除外していかなくちゃならないということです。ついでに、「品位を保持し、識見を養う」ということについては、評価も難しいので除外してしまっただけで、それよりも、議員はその職権や地位による影響力を利用するようなことはいけないということ、それから、利益の現実を求めて公共の利益を損なうというような問題についてきちんと整理して、文言を整理したほうがいいんじゃないか。そのことが、政治倫理の目的にそぐうものであらうと思います。

宮本政志委員長 今日は改正の必要性等についての抽出の場です。各会派でしっかり持ち帰って議論をし尽くして本日出席していただいていると思うので、具体例として出していただきたいんです。ここはこうだから必要ない、ここはこういう形で盛り込んだほうがいいというのではなくて、それはあくまで理由です。第27条の条文に関しては、ここをこのように改正する、あるいは、条文全てを改正するなら、こういう条文にしたいという例を出してもらわないと進めにくいんですよ。だから、山田議員がおっしゃった件にしても、笹木委員がおっしゃった件にしてもそうです。創政会は、具体的に案を出しました。2人はその辺りをお示しますかね（発言する者あり）創政会は、さっき読み上げて出しました。今、山田議員と笹木委員がおっしゃったところを踏まえて、それぞれが出せますか。

笹木慶之委員 考え方については、先ほど申し上げましたとおりです。第27条を読み上げます。「議員は、市民の代表者として、その倫理である政治倫理を常に自覚し、それに基づいて行動しなければなりません。」第2項はそのままです。

宮本政志委員長 品位の保持と識見を養うことをなくすということね。さっきは地位利用の件を少しおっしゃっていて、今はその言葉が入っていなかったんだけど、それを案として出しているんです。山田議員、何か案はありますか。

山田伸幸議員 今、笹木委員が言われたので、おおむね——具体的な細かいところは文章にして示していかないと分からないこともあるんです。ただ、問題は第2項「政治倫理の規範については、条例で別に定めます。」となっていますが、私たちはこの政治倫理条例そのものが問題だと捉えておりますので、これについては政治倫理条例そのものについて議論する場が必要かと思います。

宮本政志委員長 それは今後やりますよ。本日はやりませんけど。

山田伸幸議員 そうなると、この第2項が関わってくるということですよ。

宮本政志委員長 「そうなってくると」ではなくて、議会基本条例第27条をきちんと定めれば、今度はこの第2項の条例を別に取り扱いますが、整合性が取れない部分を政治倫理条例の見直しのときに改正していけばいい話です。現行の政治倫理条例に合わせて第1項を変えていかないといけないというわけじゃないですから。本日は政治倫理条例には入りませんがね。第2項は「条例で別に定めます」ですから、別に定めた条例というのは、今回、第27条第1項が決まってから後日案を出します。もし改正案ができれば、それに基づいて今度は政治倫理条例との整合性を議論していきます。本日は政治倫理条例には入りませんよ。

矢田松夫議員 多勢に無勢かもしれませんが、もう一度言います。第27条については何ら変える必要はないし、品位の保持、識見を養うことに努めなければならないと。基本的に第3条にもあります議員の活動原則の第1号から第3号までひっくるめたものが識見を養うというふうにまとめてあるんだよね。別に難しいことはない。いわゆる議員の活動の政治倫理に対する原則はの中で識見の中でまとめてあるから、別に字句を変える必要もないと。このままでいいということです。

宮本政志委員長 今、矢田議員の意見もございました。これは議会運営委員会だけではなくて、ほかの委員会にしても、特別委員会にしてもそうですが、矢田議員、多勢に無勢ではありません。数にものを言わせているんじゃないくて、本日も冒頭から言っていますように、御自分の意見を論拠を持って言う。ほかの方の意見が違えば、皆さんの考え方を御自分の意見のほうに変えられるように議論を深めていけばいい話です。多勢に無勢という言葉は不適切だと思います。ほかの委員の方、御意見はございますか。なければ休憩を入れて、山田議員は笹木委員とほぼ一緒とおっしゃったので、笹木委員と創政会の中岡副委員長の文言をまとめて皆さんに提示したいです。矢田議員は、改正すべきでないという御意見でした。暫時休憩します。

午後3時38分 休憩

午後3時50分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。第27条、政治倫理のところで、皆さんの意見をまとめてみましたので読み上げますね。「議員は、市民の代表者としての倫理である政治倫理を常に自覚し、それに基づいて行動しなければなりません。」。第2項に関しては変更ございません。今、申し上げました第1項、先ほどの議論をまとめた改正案に関して御

意見を頂いてよろしいですか。

大井淳一郎委員 私は、先ほどこの政治倫理だけを条文に定めると明確じゃないと言いました。これについては、逐条解説の中で政治倫理について書くことでいいと思っております。というのは、やはり政治倫理とは何ぞやということを条文に盛り込むと複雑になってしまいます。それと、司法書士などの行為規範に品位保持義務などがあるんですけれども、必ずしもこの政治倫理も同じにしなければならないとも思いませんので、職業倫理ではあるものの、これについては賛同したいと思います。

笹木慶之委員 私は先ほど申し上げたとおりですから、引き続きそのようにお願いしたいと思います。

矢田松夫議員 少数意見を大事にすると言いながら、この修正案が通れば私が言った現状でいいじゃないかということについては否決ということになるんですが——僕は何回も読んでみても変える必要があるかどうか。まさに議員の倫理としてこのままの倫理を高めていくのに必要性があり、私は変える必要が全くないと思います。

山田伸幸議員 私が一番危惧するのは曖昧な表現によってどのように取られるか分からない条例であってはならないということです。そういった意味で「品位を保持し、識見を養う」の識見とは何か、品位とは何かということまで問われてくることになりますので、そこは端的にされた改正案でいいと思います。

吉永美子議員 この改正の案を見ると、要は創政会が出されてきたそのままになっていると思います。最初に今のままでいいと申し上げたのは、やはり「品位を保持し、識見を養う」というのは、市民に対して、より議員の姿勢を明らかにするということで、このままでいいと申し上げたわけですが、皆さんの御意見を聞いて、また大井委員のお話を聞いて、こ

のままこれでいけば、第2項は残すということになるわけですよ。政治倫理ということを決めないと行けないから。なので、これでされてもいいですけど、先ほど大井委員が言われたように、逐条解説の中でしっかりと品位を保持していかなければいけない、識見を養うように努めなければいけないということを明記していただけるのであれば、賛成の立場になります。

宮本政志委員長　そもそも私が読み上げたものは、至誠一心会の笹木委員と創政会の中岡副委員長が先ほど出された御意見をまとめて提示させていただきました。それに対して、みらい21の大井議員も山田議員も吉永議員も、吉永議員の場合は逐条解説に特定の内容をしっかりと盛り込んでくださいという条件というかな、そこをしっかりとくださいねということでしたが、先ほど読み上げたところが検証の結果の改正の必要性というところになっています。そのほか、矢田議員は現状のままでいいという御意見です。何か付け加え等はございますか。

笹木慶之委員　ここで言うことじゃないかもしれませんが、関連事項として、どうしても条例で別に定めるという文言があるんですよね。やはり真剣に、慎重に対応せざるを得ないと思います。だから今日申し上げるわけじゃないんだけど、この場であえて言っておきますが、別の席を設けてしっかり議論をしてほしいとひとつ申し上げておきたいと思います。

宮本政志委員長　今、笹木委員がおっしゃったことは、先ほど大井委員と吉永議員が言われたことで、私も今それが頭をよぎったんですよ。というのが、逐条解説でしっかりと第27条第1項の条文に関して補足を願いますという御意見はごもっともです。山田議員がさっきおっしゃったように、詳細をものすごく細かくこの第1項に盛り込むということではなく、逐条解説あるいは条例のほうでしっかりと記載すると。そういう受け止め方もできました。ですから、先ほど言いましたように、本日政治倫理条例のほうには入りませんが、議会基本条例第27条の改正案を

御提示させていただくときには、逐条解説もですが、やはり政治倫理条例の議論に入らないと、根本的にこの改正案が変わってしまっただけではないので。今、笹木委員からも意見がございましたが、これはもう次の議会運営委員会の中で早々に政治倫理条例のほうに入る必要があると思うんですけど、皆さんどう思われますか。

山田伸幸議員 速やかをお願いしたいと思います。

宮本政志委員長 そうなりますね。逐条解説も含めて、特に条例ですね。みらい21や創政会はどうですか。

大井淳一郎委員 個人的には進めていただきたいと思います。

中岡英二副委員長 創政会も、条例に関し速やかに進めていただきたいと思います。

宮本政志委員長 吉永議員どうですか。やっぱり逐条解説にしても政治倫理条例が大きく関わってきますので、改正案を提示する前に、やはり政治倫理条例は、逐条解説も含めて入るべきでしょうね。（発言する者あり）よろしいですね。矢田議員、いかがですか。

矢田松夫議員 私はもう議会基本条例第27条第1項も第2項も、ある程度達成するために皆が努力すればいいことであって、今まではしていなかったからね。さらにその検証の結果、もう一度結論を言うと、このままでいいです。何も変えることはない。

宮本政志委員長 いや、そうではなくて。議論することもないということですか。基本条例の改正案を御提示する前に、議会基本条例第27条には政治倫理条例のことも含まれていますから、政治倫理条例を先に掘り下げて議論して全体の改正案を考えることを皆さんにお聞きしたら、皆さん

は、いいですよ、そうしましょうということですよ。

矢田松夫議員　だから、私はこのままでいいです。

宮本政志委員長　「このままでいいです」というのはよく分からないんですけど。

矢田松夫議員　全部そうです。このままでやるのが当たり前のことだということです。政治倫理そのものについてはこのままです。

宮本政志委員長　今、矢田議員以外の方は、議会基本条例の改正案を御提示する前に議会基本条例第２７条の政治倫理に関しては非常に重要だと。政治倫理条例もしくは逐条解説——逐条解説は条例が全部確定してからになるんです。でも、逐条の中も実際条例に少し絡んでいるんですね。中身に結構絡んでいるから、政治倫理条例を次回の議会運営委員会に取り扱いたいと思います。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第２７条は終わりました、第２８条、議員定数について御意見はございますか。

大井淳一郎委員　このままでいいと思います。

宮本政志委員長　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、第２９条、議員報酬です。御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）改正の必要はございませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは続きまして、第３０条について改正の御意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）改正箇所はないということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして第３１条です。意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは第３２条、議会事務局について、御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、第３３条についての御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、第３４条も

よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、第35条です。条例の見直し等はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしますと、最後になります。第10章補則の委任、第36条はどうですか。（「なし」と呼ぶ者あり）そうしますと、今日、議会基本条例の改正の必要性等に関する抽出の議論は終わりました。先ほどの流れからいきますと、次回の議会運営委員会の中で、政治倫理条例を中心に議論に入っていきたいと思います。これによって改正案が作成できますので、次回は間に合わないかもしれませんが、なるべく急いで改正案を皆さんに御提示できるように議長と事務局とすり合わせをしていきます。それでは、付議事項1点目はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）付議事項2点目、その他になります。皆さん、何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局、特にないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）議長、いいですか。（うなづく者あり）それでは、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時5分 散会

令和7年（2025年）1月17日

議会運営委員長 宮 本 政 志